

台東区 令和7年度 保育利用のご案内

1. 4月入園申込期間について

(1) 一次調整

- ◎ **対象**：令和7年4月からの入園を希望される方

※4月入園については、出生前申込ができます。(詳細はP. 16参照)

- ◎ **申込受付期間**：申請方法により締切日が異なります。

① **窓口での申請**：令和6年10月2日(水)から令和6年11月28日(木)まで

○窓口にて相談、書類確認等を行います。

② **郵送・電子での申請**：令和6年10月2日(水)から令和6年11月14日(木)まで(必着)

○郵送での申請をご希望の場合は、必ずP. 14【郵送申請の注意点】を確認ください。

○不足書類があった場合、令和6年11月28日(木)までに提出してください。

※希望園の追加・変更は令和6年12月6日(金)まで、来庁または電話のみで受け付けます。

※医療的ケアの必要なお子さまの入園申込については、令和6年11月15日(金)までとなります。
(詳細はP. 21参照)

(2) 二次調整 (一次調整の結果発表後、定員に満たない園が選考の対象)

- ◎ **対象**：一次調整で申込をしなかった方または一次調整で内定しなかった方。

(一次調整の締切日の翌日以降に不足書類が揃った場合を含む)

※一次調整で内定しなかった方は自動的に二次調整の対象となります。

- ◎ **申込受付期間**：申請方法により締切日が異なります。

① **窓口での申請**：令和6年11月29日(金)から令和7年2月14日(金)まで

○窓口にて相談、書類確認等を行います。

② **郵送・電子での申請**：令和6年11月29日(金)から令和7年1月31日(金)まで(必着)

○郵送での申請をご希望の場合は、必ずP. 14【郵送申請の注意点】を確認ください。

○不足書類があった場合、令和7年2月14日(金)までに提出してください。

※希望園の追加・変更は令和7年2月14日(金)まで、来庁または電話のみで受け付けます。

※二次調整の結果は、内定した方のみ児童保育課から電話連絡をします。

※医療的ケアの必要なお子さまの入園申込は、二次調整は対象外となります。

(3) 台東区民以外の方(管外協議) (詳細はP. 15参照)

- ◎ **対象**：次のいずれかに該当する方

・令和7年3月31日までに台東区に転入予定の0歳～5歳児。

・保護者が申込時に台東区在勤であり、令和7年4月以降もその勤務先で勤務する1～5歳児。

- ◎ **申込受付期間**：令和6年10月2日(水)から令和6年11月27日(水)まで(台東区必着)

・台東区に転入予定がない場合、お住まいの自治体で締切の1週間ほど前までにはお手続きください。

2. 4月入園までのスケジュール

6年10月 2日	4月入園受付 開始	7年2月14日	4月入園二次調整締切日 希望園変更・追加締切日
10月10日	窓口予約期間 開始	2月 下旬	4月入園二次調整 結果のご連絡(内定者のみ)
11月 6日	窓口予約期間 終了	3月 中旬	各園にて面接・健康診断
11月27日	管外協議締切日	3月 下旬	利用契約
11月28日	4月入園一次調整締切日		
12月 6日	4月入園一次調整 希望園変更・追加及び 就労証明書等提出締切日		
7年 2月 3日	一次調整結果通知の発送 (入園可・不可の通知)		

11/28までに書類が揃わない、または不備がある場合は、「二次調整」の対象となります。ただし、不足書類が「就労証明書」「産休・育休復帰確認書」「受託証明書」のみの場合、12/6までに提出いただければ「一次調整」の対象となります。

3. 申込について ※申請方法により締切日が異なります

*窓口での申請をご希望の場合 ⇒ 申込書類を事前に記入してお越してください

○4月入園については、窓口予約を受け付けております。(詳細はP. 18参照)

○11月10日(日)は日曜開庁を実施しております。

*郵送での申請をご希望の場合 ⇒ 必ずP. 14をご確認の上郵送ください

*電子申請をご希望の場合 ⇒ 区ホームページを

ご確認の上申請ください



4. 令和7年4月以外の申込について

入園申込締切一覧表

※令和7年3月入園及び令和8年3月入園はありません。

入園希望月	申込締切日(窓口)	申込締切日(郵送・電子)	利用調整結果公表日
令和6年12月入園	11月11日(月)	11月1日(金)	11月20日頃
令和7年1月入園	11月28日(木)	11月14日(木)	12月20日頃
2月入園	11月28日(木)	11月14日(木)	12月20日頃
4月入園	表紙参照	表紙参照	表紙参照
5月入園	4月10日(木)	4月3日(木)	入園希望月の前月20日頃を予定しています。内定した方には電話で連絡いたします。 (例) 5月入園は 4月20日頃
6月入園	5月12日(月)	5月2日(金)	
7月入園	6月10日(火)	6月3日(火)	
8月入園	7月10日(木)	7月3日(木)	
9月入園	8月12日(火)	8月5日(火)	
10月入園	9月10日(水)	9月3日(水)	
11月入園	10月10日(金)	10月3日(金)	
12月入園	11月10日(月)	10月31日(金)	
令和8年1月入園	11月28日(金)	11月14日(金)	12月20日頃
2月入園	11月28日(金)	11月14日(金)	12月20日頃

※申込は、申込を行った月(郵送の場合は到着月)から1年間有効です。1年以内に内定せず、継続して入園を希望する場合は、再申請が必要です。(例：令和6年11月10日に申込を行った場合、令和7年11月入園まで有効。令和7年11月入園までに内定しなかった場合、令和7年12月入園から再申請が必要です。)

※「4月入園の出生前申込」を除き、お子さまが生まれてからお申し込みください。

○令和7年度 クラス編成表

クラス	生年月日
0歳児	令和6年4月2日 ~ 園により開始月齢が異なる (2024年) (右記「受入開始月齢表」参照)
1歳児	令和5年4月2日 ~ 令和6年4月1日 (2023年) (2024年)
2歳児	令和4年4月2日 ~ 令和5年4月1日 (2022年) (2023年)
3歳児	令和3年4月2日 ~ 令和4年4月1日 (2021年) (2022年)
4歳児	令和2年4月2日 ~ 令和3年4月1日 (2020年) (2021年)
5歳児	平成31年4月2日 ~ 令和2年4月1日 (2019年) (2020年)

○令和7年4月1日入園の0歳児受入開始月齢表

受入月齢	生年月日
産休明 (生後57日以上)	令和7年2月3日までに 生まれたお子さま
3か月以上	令和7年1月1日までに 生まれたお子さま
6か月以上	令和6年10月1日までに 生まれたお子さま
8か月以上	令和6年8月1日までに 生まれたお子さま
9か月以上	令和6年7月1日までに 生まれたお子さま

※クラス年齢は令和7年4月1日現在の年齢。

申込時点で上記のクラス年齢に達していても、入園は基準日(4月1日)のクラスになります。

※令和7年度の途中入園を希望される場合、クラス年齢は令和7年4月1日現在の年齢となります。

も く じ

令和7年4月 保育園入園のご案内	表紙
申込について	1
認可保育園・こども園等 案内図	3
認可保育園・こども園等 一覧	4
認可保育園等のご案内	10
1. 保育の必要性について	10
2. 保育の必要性の認定について	10
3. 保育必要量の認定について	11
4. 地域型保育事業について	12
5. 申込から入園までの流れ	13
6. 入園の申込について	14
7. 4月入園の出生前申込について	16
8. 転園の申込について	18
9. 入園申込受付の窓口予約について	18
10. 入園申込時の必要書類等	19
11. 入園申込における注意事項	20
12. 台東区保育所入所基準	23
13. 延長保育について	26
14. 保育料について	27
15. 保育園での生活について	31
16. 産休・育休明けの入所予約事業について	32
区立の認可外保育施設について	33
認証保育所について	34
1. 認証保育所とは	34
2. 台東区内の認証保育所	34
台東区の保育施設の無償化について	35
1. 各保育施設の無償化の内容	35
2. 認可外保育施設等の給付認定	35
3. 認証保育所等を利用する児童の保護者に対する助成金	36
その他の保育サービス等について	37
1. 一時保育	37
2. 休日・年末一時保育	37
3. 病児・病後児保育	38
在園中の手続き等について	39
1. 長期間お休みする場合（保育停止）	39
2. 区外に転出するときは	39
3. 退園について	39
4. 認定基準の確認について	39
よくある質問	41
問合せ先一覧	43



認可保育園・こども園等 案内図(令和7年4月1日現在)



< マークについて >

- …… 区立認可保育園・こども園
- …… 私立認可保育園・こども園
- ▲ …… 地域型保育事業 (小規模保育所A型・事業所内保育所)
- ▲ …… 地域型保育事業 (家庭的保育事業)

認可保育園・こども園等 一覧

- ☆ 「★」のついている保育園・こども園は、「産休・育休明けの入所予約事業（P. 32）」の対象となる園です。
- ☆ 各園の事前の見学をおすすめします。慣らし保育の期間、保育の特色、延長保育の対象年齢・料金等が、各園によって異なる場合があります（見学の申込は各園に直接お電話ください。私立園については、必ず見学やお問い合わせなどにより、詳細な決まりごと等についての説明を受けてください。区立園で運営が「区」以外の場合についても同様です。）。
- ☆ こども園とは、幼稚園と保育園の子育て支援機能を合わせた施設です。

<区立認可保育園・こども園>

令和7年4月1日現在

設置	No.	保育園・こども園名	運営	所在地	電話番号	保育実施年齢	定員	標準保育時間	延長保育時間
								短時間保育時間	
区立	1	★ <small>さかもと</small> 坂本保育園	区	下谷 3-11-2	3873-4287	6か月以上	124	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	2	<small>たまひめ</small> 玉姫保育園	区	清川 2-22-16	3872-5364	1歳児クラス以上	85	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	3	★ <small>やなか</small> 谷中保育園	区	上野桜木 2-16-10	3828-3223	産休明以上	83	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	4	★ <small>せんぞく</small> 千束保育園	区	千束 3-20-6	3874-1713	6か月以上	105	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	5	★ <small>あさくさばし</small> 浅草橋保育園	区	浅草橋 2-23-5	3866-0321	産休明以上	119	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	6	★ <small>たいとう</small> 台東保育園	区	台東 1-11-10	3832-6743	6か月以上	85	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	7	<small>みすじ</small> 三筋保育園（※1）	区	三筋 2-16-4	3866-2413	1歳児クラス以上	73	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	8	★ <small>まつち</small> 待乳保育園	区	今戸 2-26-12	3873-4150	6か月以上	98	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	9	★ <small>ひがしうえの</small> 東上野保育園	区	東上野 2-25-12	3833-9810	6か月以上	117	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	10	<small>まつがや</small> 松が谷保育園	区	松が谷 4-15-11	3843-0853	1歳児クラス以上	74	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	11	<small>ひがしうえのにゅうじ</small> 東上野乳児保育園（※2）	社	東上野 4-22-3	3844-3577	産休明~2歳児クラス	60	7:00~18:00 9:00~17:00	~20:00
	12	<small>いしはまはしば</small> 石浜橋場こども園	区	橋場 1-35-1	3873-6887	1歳児クラス以上	73	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	13	★ことばきこども園	非	寿 1-10-9	3841-4719	産休明以上	133	7:00~18:00 9:00~17:00	~20:00
	14	★たいとうこども園	社	下谷 3-1-12	3876-3401	産休明以上	81	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15

【運営】 区：台東区 社：社会福祉法人 非：特定非営利活動法人 宗：宗教法人 株：株式会社 個：個人 学：学校法人

- ※1 三筋保育園は、令和8・9年度に大規模改修工事を予定しています。工期・仮移転先について現在調整中のため、決まり次第お知らせします。
- ※2 東上野乳児保育園は令和7年4月1日より運営管理者が変更となる可能性があります。（選定結果の公表は令和6年12月以降を予定しています。）
- ※3 北上野保育室は、令和7年3月31日をもちまして、開設期間終了となります。開設期間終了後の受け入れに関する詳細は、P. 33をご覧ください。

<私立認可保育園・こども園>

令和7年4月1日現在

設置	No.	保育園・こども園名	運営	所在地	電話番号	保育実施年齢	定員	標準保育時間 短時間保育時間	延長保育時間
私立	20	あいりん 愛隣保育園	社	根岸 5-15-3	3872-4547	産休明以上	130	7:15~18:15 9:15~17:15	~20:15
	21	こうほかい 康保会保育園	社	日本堤 1-6-2	3875-0514	3歳児クラス以上	90	7:00~18:00 9:00~17:00	~20:00
	22	きよかわ 清川保育園	個	清川 1-15-11	3872-0116	1歳児クラス以上	80	7:30~18:30 9:00~17:00	—
	23	ともいき 共生保育園	宗	橋場 1-10-11	3873-1369	6か月以上	106	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30
	24	たちばなぐくえん 立華学苑	社	谷中 5-4-19	3828-9255	1歳児クラス以上	70	7:00~18:00 8:30~16:30	~19:00 (土曜日は除く)
	25	こうほかいにゅうじ ★康保会乳児保育所	社	日本堤 2-7-1	3875-0058	産休明~2歳児クラス	122	7:00~18:00 9:00~17:00	~20:00
	26	はなかわど 花川戸保育園	社	花川戸 2-11-13	3844-8366	1歳児クラス以上	70	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30
	27	うえの 上野保育園	社	東上野 6-20-7	3841-7545	1歳児クラス以上	58	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30
	28	ミアヘルサ保育園 ゆらりん新御徒町	株	台東 4-16-8 倍楽ビル新御徒町 1・2階	5812-4028	産休明以上	80	7:30~18:30 9:00~17:00	~20:00
	29	アスクくらまえ保育園	株	蔵前 4-16-10	5822-5205	産休明以上	93	7:15~18:15 9:00~17:00	~20:15
	30	チェリッシュ浅草 保育園	株	浅草 3-11-7 ウイスタリア 1・2階	5808-7817	産休明以上	67	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30
	31	ぼけっとランド 浅草橋保育園	学	浅草橋 5-25-10 浅草橋 1stビル 1~3階	5833-4511	産休明以上	90	7:30~18:30 9:00~17:00	~20:00
	32	チェリッシュナーサリ ー学校上野	株	上野桜木 2-1-3	5809-0667	産休明以上	60	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30
	33	AIAI NURSERY 入谷	株	竜泉 1-19-7 K・Kビル 1・2階	3871-7192	産休明以上	63	7:00~18:00 9:00~17:00	~19:00
	34	はぐはぐキッズ こども園東上野	株	東上野 2-13-12 M&Mビル 3階	6884-8803	産休明以上	59	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30
	35	アスクリゅうほく 保育園	株	浅草橋 1-26-8	3863-8505	産休明以上	60	7:15~18:15 9:00~17:00	~20:15 (※)
	36	AIAI NURSERY 浅草	株	駒形 1-7-11 東武浅草駒形 1・2階	6231-7690	産休明以上	60	7:00~18:00 9:00~17:00	~19:00
	37	スターキッズ 保育園	分園 株 本園	上野桜木 1-4-6 EPRI-7A コー上野桜木 1階 上野桜木 2-1-8 フラツ上野桜木 1階	5834-2720 5842-1746	産休明~2歳児クラス 3歳児クラス以上	50	7:30~18:30 9:00~17:00 7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30
	38	しのぶがわか 怒岡こども園	社	池之端 2-1-22	5809-0394	産休明以上	55	7:00~18:00 9:00~17:00	~19:00
39	LIFE SCHOOL 根岸こどものいえ	社	根岸 4-15-13	6458-1451	産休明以上	80	7:00~18:00 8:30~16:30	~19:00	

※ アスクリゅうほく保育園の延長保育時間について、令和7年3月31日までは19時15分までとなります。

<私立認可保育園・こども園(続き)>

設置	No.	保育園名	運営	所在地	電話番号	保育実施年齢	定員	標準保育時間	延長保育時間
								短時間保育時間	
私立	40	レイモンド鳥越 保育園	社	鳥越 2-6-2	5829-8431	産休明以上	90	7:00~18:00 8:30~16:30	~20:00
	41	ソラスト竜泉 保育園	株	竜泉 3-13-4 (保育所棟)	5808-2050	産休明以上	52	7:30~18:30 9:00~17:00	~20:30
	42	ミアヘルサ保育園 ひびき浅草	株	西浅草 3-19-3	6231-7607	産休明~3歳 児クラス	37	7:30~18:30 8:30~16:30	~19:30
	43	クオリスキッズ 浅草橋保育園	株	柳橋 2-5-3	6240-9201	産休明以上	60	7:30~18:30 9:00~17:00	~20:30
	44	さくらさくみらい 入谷	株	入谷 2-12-2	6458-1939	産休明以上	60	7:00~18:00 9:00~17:00	~20:00
	45	えがの森保育園・ あさくさ	株	寿 3-15-12	5811-1200	6か月以上	60	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30
	46	こどもヶ丘保育園 根岸園	株	根岸 3-1-10 アスガル 1階	5808-9152	産休明以上	56	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	47	あさくさあおぞら ナーサリースクール	学	清川 1-5-10	3873-4191	産休明以上	90	7:15~18:15 8:30~16:30	~19:15
	48	チェリッシュおひさま 保育園	株	浅草橋 3-19-4	5829-5263	1歳児クラス 以上	60	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30
	49	ポピンズナーサリー スクール蔵前	株	三筋 1-7-9	5829-3920	産休明以上	90	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30
	50	ミアヘルサ保育園 ひびき御徒町	株	東上野 1-11-11	6240-1919	産休明以上	60	7:00~18:00 9:00~17:00	~20:00
	51	さくらさくみらい 下谷	株	下谷 3-9-2	5808-9739	産休明以上	78	7:00~18:00 9:00~17:00	~20:00
	52	さくらさくみらい 蔵前	株	蔵前 1-7-10	5829-8739	1歳児クラス 以上	65	7:00~18:00 9:00~17:00	~20:00
	53	さくらさくみらい 谷中	株	谷中 2-1-12	5834-7939	産休明以上	90	7:00~18:00 9:00~17:00	~20:00
	54	うれしい保育園 上野駅前	株	上野 7-8-13	5830-1321	1歳児クラス 以上	62	7:30~18:30 9:00~17:00	~20:30
	55	きたうえの 北上野クローバー 保育園	株	北上野 2-18-8	5830-7473	産休明以上	124	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30
	56	うれしい保育園 仲御徒町駅前	株	台東 3-45-4	5807-7321	1歳児クラス 以上	94	7:15~18:15 9:00~17:00	~20:15
	57	にじいろ保育園 蔵前	株	蔵前 1-3-25	6240-9571	1歳児クラス 以上	66	7:15~18:15 9:00~17:00	~20:15

【運営】区：台東区 社：社会福祉法人 非：特定非営利活動法人 宗：宗教法人 株：株式会社 個：個人 学：学校法人

<地域型保育事業(小規模保育所A型)>

☆小規模保育所にはA型・B型・C型の類型があります。詳しくはP. 12をご覧ください。

令和7年4月1日現在

設置	No.	保育園名	運営	所在地	電話番号	保育実施年齢	定員	標準保育時間	延長保育時間
								短時間保育時間	
私 立	70	ウィズブック保育園 いりや 入谷	株	松が谷 4-1-3 高松ハイム1階	6231-6719	産休明~2歳 児クラス	17	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	71	はぐはぐキッズ あさくさばし 浅草橋アネックス	株	浅草橋 2-6-4 ブルーシア浅草橋 1階	5823-4556	産休明~2歳 児クラス	15	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30
	72	(仮称) みんなのみらい 新御徒町園 (※1)	株	三筋 2-17-10 バムタイガー2階	5823-4928	産休明~2歳 児クラス	12	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30
	73	ベベ・ア・パリ保育園 ひがしうえの 東上野	株	東上野 3-8-7 矢口ビル1階	5826-4421	産休明~2歳 児クラス	19	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15
	74	HOPPA ^{うえののみらい} 上野御徒町 保育園	株	台東 2-21-11 レ・ベント御徒町 1階	6240-1771	産休明~2歳 児クラス	19	7:15~18:15 8:30~16:30	~19:15
	75	蔵前らる小規模 保育園 (※2)	株	蔵前 4-32-7 グレイス蔵前1階	5825-4388	産休明~2歳 児クラス	19	7:30~18:30 ※設定せず	~19:30
	76	ふくろう保育園	株	蔵前 1-3-33 BLESS 蔵前1階	5846-9768	産休明~2歳 児クラス	19	7:15~18:15 8:15~16:15	~19:15
	77	かるがもハウス ^{あさくさばし} 浅草橋	社	浅草橋 4-14-4 リブラン今井1階	5823-4222	産休明~2歳 児クラス	12	7:30~18:30 8:30~16:30	~19:30
	78	フレンドキッズランド みのねえん 三ノ輪園	株	三ノ輪 1-22- 10 岩出ビル1階	5808-9127	産休明~2歳 児クラス	19	7:00~18:00 8:30~16:30	~19:00
	79	シンシア保育園	株	台東 4-17-2 偕楽ビル1階	5817-8169	産休明~2歳 児クラス	19	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30
	80	みつな保育園	非	雷門 2-1-10 若山ビル1階	3841-7707	1歳児クラス ~2歳児クラ ス	12	7:30~18:30 ※設定せず	~19:30
81	ベベ・ア・パリ保育園 みらい 未来	株	台東 3-34-5 島田ビル1階	6803-2210	1歳児クラス ~2歳児クラ ス	12	7:15~18:15 9:00~17:00	~19:15	

【運営】 区：台東区 社：社会福祉法人 非：特定非営利活動法人 宗：宗教法人 株：株式会社 個：個人 学：学校法人

※1 おうち保育園新おかちまち（現運営事業者：特定非営利活動法人フローレンス）は、令和7年4月1日より運営事業者が変更となり、同施設において、(仮称)みんなのみらい新御徒町園（運営予定事業者：株式会社みんなのみらい計画）として運営する予定です。

※2 蔵前らる小規模保育園は、令和8年3月31日をもちまして、閉園となります。そのため、令和6年度は0歳児クラス、令和7年度は0歳児および1歳児クラスの利用調整は行いません。

※3 うれしい保育園谷中は、令和7年3月31日をもちまして、閉園となります。

<地域型保育事業(事業所内保育所)> ※定員数は地域枠定員数。カッコ内は総定員。

☆ヤクルト浅草松が谷保育園は月曜日から金曜日までの開所となり、土曜日の保育を実施しません。

令和7年4月1日現在

設置	No.	保育園名	運営	所在地	電話番号	保育実施年齢	定員	標準保育時間	延長保育時間
								短時間保育時間	
私立	85	ヤクルト ^{あさくさまつが} 松が谷保育園	株	松が谷 2-16-3 ユート松が谷 1階	3845-8960	1~2歳児クラス	9 (19)	7:30~18:30 ※設定せず	—
	86	ことぶきクローバーズ保育園	株	寿 2-3-6 松本ビル 1階	5830-3300	3か月~2歳児クラス	14 (19)	7:30~18:30 9:00~17:00	~19:30

【運営】区：台東区 社：社会福祉法人 非：特定非営利活動法人 宗：宗教法人 株：株式会社 個：個人 学：学校法人

<地域型保育事業(家庭的保育事業)>

☆保育時間は、保育提供時間の範囲内で、8時間になります。

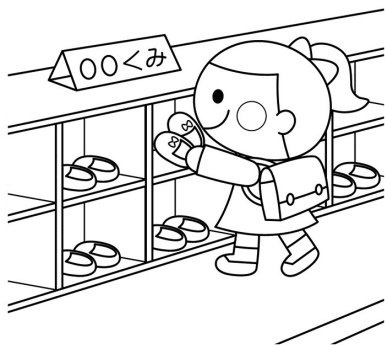
☆カッコ内の問合せ可能時間を厳守してください。また、家庭的保育事業は月曜日から金曜日までの開所となり、土曜日の保育を実施しません。

令和7年4月1日現在

設置	No.	家庭的保育事業者	所在地	電話番号	保育実施年齢	定員	保育提供時間
				(問合せ可能時間)			
私立	90	ふたみ家庭保育室	元浅草 3-10-5 富川ビル 1階	090-8501-0195 (平日 8:30~17:00)	産休明~2歳児クラス	5	9:00~17:00
	91	KAYO こども室	鳥越 1-20-7	080-4186-4019 (平日 9:00~17:00)	8か月~2歳児クラス	5	8:30~17:30
	92	つぼみ保育室	台東 1-5-25 藤井ビル 1階	03-5846-8383 (指定なし)	産休明~2歳児クラス	5	8:00~18:00
	93	家庭的保育室 ふわふわ	千束 3-17-5 ミハルビル 1階	080-5544-1906 (平日 9:00~17:00)	産休明~2歳児クラス	5	9:00~17:00

「認可保育園・こども園等 一覧について」

- ※ 保育実施年齢は令和7年4月1日現在の年齢です。
- ※ 「産休明以上」は生後56日目の翌月の1日から、「3・6・8・9か月以上」は生後からそれぞれの月齢を過ぎた日の翌月の1日から、お預かりできます。
- ※ 定員は、本冊子発行時点のものであり、変更となる場合があります。
- ※ 延長保育は、各園の状況により利用できない場合があります。
- ※ 「短時間保育時間」とは「保育短時間認定」に係る保育時間で、各施設で設定するものです。詳しくはP. 11「保育必要量の認定について」をご覧ください。
- ※ 蔵前らる小規模保育園、みつな保育園、ヤクルト浅草松が谷保育園の短時間保育時間は、個々の児童ごとに8時間以内の保育時間を設定します。
- ※ 「★」が保育園・こども園名についている園が「産休・育休明けの入所予約事業（P. 32）」の対象園です。
- ※ 内定を辞退した場合には、辞退した入園月の翌月から起算して6ヶ月間、調整指数が-5点となります（指数についてはP. 23～24をご参照ください）。希望園は慎重に選んでください。
- ※ 入園申込時の希望園は、P. 4～8の認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業から選択してください。希望園の数に上限はありません。
- ※ 希望園の順位によって、選考に有利・不利は生じません。選考の結果、希望している複数の園に内定が出せる場合には、希望順位の高い園に内定を出します。



認可保育園等のご案内

1. 保育の必要性について

認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業・緊急保育室は保護者が働いている、病気にかかっている等の理由で、保育を必要とする（家庭で児童を保育できない）場合に、保護者に代わって保育する施設です。

保育を必要とする場合とは、保護者全員が次の事由により家庭で児童の保育ができない場合をいいます。

保育を必要とする事由とは

- ◎ 就労（月48時間以上、パート・夜間就労・居宅内労働などすべての就労を含む）
- ◎ 妊娠、出産（出産予定日から起算して前後8週間）
- ◎ 保護者の疾病・負傷・障害・指定難病
- ◎ 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ◎ 災害復旧
- ◎ 求職活動（起業準備を含む）
- ◎ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ◎ 虐待やDVのおそれがあること
- ◎ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ◎ その他、上記に類する状態として区が認める場合

これらの事由が常態となっているとき、「保育が必要である」とみなされます。

2. 保育の必要性の認定について

認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業・緊急保育室を利用するには、お子さま一人ひとりに対して区による保育の必要性の認定が必要になります。認定の区分は3種類あり、認可保育園等を利用するには、2号認定または3号認定が必要になります。

○教育・保育給付認定

認定区分	認定条件	主な利用施設
1号認定	満3歳以上で保育の必要性なし	幼稚園 こども園（短時間）
2号認定	満3歳以上で保育の必要性あり	認可保育園 こども園（長時間）
3号認定	0歳～2歳で保育の必要性あり	認可保育園 こども園（長時間） 地域型保育事業

3. 保育必要量の認定について

2号認定および3号認定は、「保育を必要とする事由」（保護者のいずれもが就労している、同居のご家族を介護している等）から決定される「保育の必要量」により、さらに「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の2つの区分のいずれかに認定されます。

例えば、保護者のいずれもが就労している場合は、以下のとおりとなります。

認定区分	保育時間数（保育の必要量）	認定の基準（就労時間）
保育標準時間認定	1日あたり11時間まで	保護者のいずれもが月120時間以上の就労
保育短時間認定	1日あたり8時間まで	保護者のいずれもまたはいずれかが月48時間以上120時間未満の就労

※保育の必要量は、基本的に保護者の就労時間等により認定します。買い物等の時間は含まれません。また、雇用形態（正社員、パート等）による違いはありません。

※実際の預かり時間は、認定された保育必要量の範囲内で、保護者の就労時間・通勤時間やお子さまの状況等を踏まえて、各保育園が決定します。

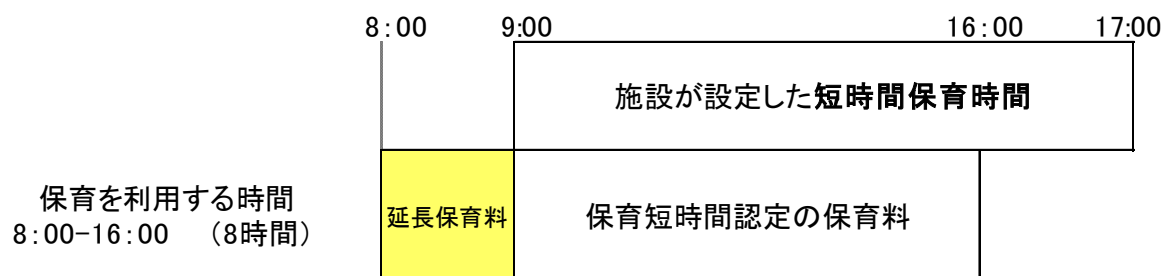
◎保育標準時間認定となるお子さまは、保育短時間認定を希望することができます。ただし、保育短時間認定となるお子さまは保育標準時間の認定を希望することはできません。

◎保育施設の利用が内定した後、保護者の勤務状況等が変更になった場合は、認定の「変更申請」を提出していただく必要があります。その際、就労証明書等、保育の必要性を証明する書類も提出していただきます。

<保育短時間と認定された場合>

保育短時間認定は、保育時間が短いことから保育標準時間認定より低額の保育料で保育を受けます。ただし、保育短時間認定の場合でも、保育を利用する時間帯により延長保育料を支払っていただく場合があります（詳細はP. 29）。

○ 延長保育料が発生する例（施設が設定した短時間保育時間が9：00～17：00の場合）



4. 地域型保育事業について

地域型保育事業とは、子ども・子育て支援新制度のもとで新設された、多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質の確保された保育を提供し、お子さまの成長を支援するための保育施設です。概ね19人以下の少人数の単位で、0歳から2歳までのお子さまをお預かりします。

<申込方法>

認可保育園と同じ要領でお申し込みください。利用申請書に、認可保育園の希望園と併せて希望園名を記入してください。区で認可保育園と同様に審査し、内定者を事業者で紹介します。

事業者と面接・健康診断のうえ、利用契約をしていただきます。

<保育料（給食費含む）>

認可保育園と同額です。ただし、延長保育料は各施設により異なります。

地域型保育事業には、以下の種類があります。

≪小規模保育所≫

小規模保育所には、職員の資格基準や保育室の面積基準等の違いにより、次の3つの種類があります。

令和6年10月現在

類 型	A型	B型	C型	認可保育園（参考）
職員数	認可保育園の配置基準 +1名		0～2歳児 3（子供）：1（保育者）	0歳児 3（子供）：1（保育者） 1・2歳児 6（子供）：1（保育者）
職員資格	保育士	5割以上 が保育士	家庭的保育者（※）	保育士
保育室の面積 （1人当たり）	0・1歳児 3.3㎡以上 2歳児 1.98㎡以上		0～2歳児 3.3㎡以上	0・1歳児 3.3㎡以上 2歳児 1.98㎡以上

（※）研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

≪事業所内保育所≫

従業員のために事業所内に設けられる保育所ですが、利用定員の一定の枠内で、地域の子どもが利用できます。

令和6年10月現在

類 型	保育所型（定員20人以上）	小規模型（定員19人以下）
職員数	認可保育園と同様	認可保育園の配置基準+1名
職員資格	保育士	小規模保育所B型と同様
保育室の面積 （1人当たり）	認可保育園と同様	小規模保育所A型・B型と同様

≪家庭的保育事業≫

家庭的な雰囲気のもとで保育を行います。

令和6年10月現在

職員数	0～2歳児 3（子供）：1（保育者） 家庭的保育補助者を置く場合5：2
職員資格	家庭的保育者（※）（+家庭的保育補助者）
保育室の面積 （1人当たり）	0～2歳児 3.3㎡以上

（※）研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

5. 申込から入園までの流れ

入園申込・保育の必要性の認定申請（書類提出締切日は表紙～P. 1を参照ください）

必要書類一式を揃え、台東区役所児童保育課へ郵送・電子申請（締切日必着）または直接ご提出下さい。FAX及びメールによる受付は行っておりません。

調査

提出された書類を確認し、不明な点については電話等で調査を行います。
なお、必要に応じて職員がご自宅や職場等に訪問し、保育が必要な事情等をお聞きすることがありますので、ご協力ください。
※申込内容（「就労証明書」等）に虚偽があった場合には利用調整の対象となりません。

保育の必要性の認定

申請書に基づき、保育の必要性の認定を行います。
保育園の利用調整に先立って、保護者に認定証を交付します。
※認定を受けても、希望者多数のため入園できない場合があります。あらかじめご了承ください。

利用調整（4月入園：12月中旬～2月中旬 年度途中入園：前月15日頃）

入園希望者が各施設の定員を超える場合には、利用調整を行います。利用調整は「台東区保育所入所基準」を基に、保育の必要な事情やご家庭の状況などを総合的に判断し、保育の必要性の高い方から順に、入園内定者を決定します（先着順や抽選ではありません）。

利用調整結果通知（内定）

（4月入園：2月3日頃 年度途中入園：前月20日頃）
調整の結果、施設への入所が内定した方には、内定の報告と、面接・健康診断の日程を電話で連絡いたします。なお、4月の入園内定者には「利用調整結果通知書」に、面接と健康診断の日程を同封してお送りします。

内定しなかった場合

調整の結果、入園できなかった方には、「利用調整結果通知書（不可）」をお送りします。

申込は、申込を行った月（郵送の場合は到着月）から1年間有効です。1年以内に内定が出ず、継続して入園を希望する場合は、再申請が必要です。

面接・健康診断

内定した保育園等で面接・健康診断を行ないます。
なお、面接・健康診断の結果により、集団保育が困難であると判断された時は、入園できない場合があります。

面接時、申請時と勤務の状況等が変更になって必要な保育時間の認定を変更する必要がある場合は、認定の変更申請書を提出していただきます。※就労証明書等の提出もお願いします。

次ページへ！

入園（4月入園：4月1日 年度途中入園：当月1日）

入園後、お子さまの集団生活への適応等を目的として慣らし保育があります。入園時の面接の際にご相談ください。

保育の必要性の確認

入園後においても、必要に応じて保護者が保育できない状況について確認します。※
必要な書類は内定後に個別にご案内します。

※就労先が見つからない場合や、入園月に職場復帰していない場合等、保育の必要な状況に該当しない場合は退園となります。

6. 入園の申込について

それぞれのケースに応じて、申込方法をご確認ください。

台東区民の方が区内の認可保育園等を希望する場合

台東区役所児童保育課（区役所6階⑧番窓口）での①窓口申請、②郵送または③電子申請で受付します。

郵送での申請受付をご希望の場合は、下記の【郵送申請の注意点】をご確認ください。

電子での申請受付をご希望の場合は、区ホームページをご確認ください。

申込時の必要書類等はP. 19「入園申込時の必要書類等」を参考にしてください。

台東区民の方が区外の認可保育園等を希望する場合

台東区からの転出を伴う申込の場合は、転出先自治体に直接お申込みください。

勤務先自治体への申込など、転出予定がない場合は、各自治体の締切日1週間前までに台東区役所児童保育課（区役所6階⑧番窓口）でお手続きください。郵送での手続きをご希望の場合は、各自治体の締切日2週間前までに到着するようにしてください。

必要な書類や締切日は必ず各自治体にご確認ください。

なお、各自治体により取り扱いが異なり、利用できない場合もあります。

【郵送申請の注意点】 申請締切日が窓口申請と異なります

- 封筒に、朱書きで「入園申込関係書類在中」とご記入の上、各入園希望月の郵送締切日必着で児童保育課保育相談係宛（P. 43参照）に送付してください。
FAX、メールでの受付は行いません。
- 書類は到着確認ができる郵送方法（書留等）でご提出ください。区は郵送事故等による書類の遅れや不着について、一切の責任を負いません。
- 「申請書類チェックリスト」を参考に不足の書類がないよう、ご確認ください。また、同封する書類はA4サイズでご準備ください。利用調整は締切日までに提出された書類に基づき行いますので、ご注意ください。
- 郵送の受付処理が完了した方から、順次「申請書類チェックリスト」を返送します（到着後1週間程度）。書類に不備や不足がある場合、「申請書類チェックリスト」と一緒にお知らせしますので、再度期限内に提出してください。
- 就労証明書の記載内容を勤務先に確認する場合があります。
- 心身の発達状況から配慮を必要とするお子さまの入園を希望されている場合は、事前に必ず児童保育課支援担当にご相談下さい。（詳細はP. 20～22参照）

区外の方が台東区内の認可保育園等を希望する場合

下記【1】【2】のいずれかに該当していることが条件となります。

【1】入園希望月の前月末までに台東区に転入予定であること。

申込方法：台東区に直接申込

申込締切：①窓口での申請…区民の窓口申込締切日の1開庁日前

②郵送・電子での申請…区民の郵送・電子申込締切日の1開庁日前（必着）

申込要件：不動産賃貸、売買契約書の写し等で、①転入予定の住所、②引き渡し日、③契約者（押印要）の記載が確認できること

利用調整：台東区民と同等に行います。

※石浜橋場こども園の3～5歳クラスは申し込みできません。

【2】保護者のいずれかが台東区内で勤務していること。

申込方法：お住まいの自治体からの協議が必要となります。**協議書は区民締切の1日前(前開庁日)までに台東区に必着**となりますので、**お住まいの自治体の保育園入園窓口で**、締切の1週間ほど前までには手続きを行ってください。

申込要件：「就労証明書」での確認が必要です。なお、保護者のいずれかが就労内定および求職中の場合は対象外となります。

利用調整：**台東区民を優先**します。

※台東区民と台東区に転入予定の方の利用調整が終わった後、空きが2枠以上ある場合のみ、利用調整の対象となります。

※育休明け復帰で申請をする場合、復帰日より申請が可能となります。復帰日より前の申請はできません。

（例）12月中に育休から復帰する場合、12月入園より申請が可能となります。

※申し込みできるのは以下の表の○のある月です。

		4月	5～9月	10～2月	3月
公立 公設民営※	0歳クラス		×	○	入所はありません
	1～5歳クラス			○	
私立	0歳クラス	×		○	
	1～5歳クラス			○	
石浜橋場こども園	1・2歳クラス			○	
	3～5歳クラス		×		
ことぶきこども園 たいとうこども園	0歳クラス		×	○	
	1～5歳クラス			○	
はぐはぐキッズこども園東上野 忍岡こども園	0歳クラス	×		○	
	1～5歳クラス			○	
北上野保育室	全クラス		×		

※公設民営…設置主体が「台東区」で、運営が「台東区」以外の園（P.4参照）。

その他申込時の必要書類等はP. 19「入園申込時の必要書類等」を参考にしてください。

☆提出書類は必ず**台東区**の書式でご用意ください。

☆母子健康手帳の写し(出産の状態・健康診査[現在の年齢まで]・予防接種のページ)が不足している方が非常に多いのでご注意ください。

☆今お住まいの自治体で認可保育園を申し込み、待機している方は、その待機期間がわかる書類(不承諾通知等)を提出していただくと審査の際、考慮する場合があります。

※転入予定で、入園の前月までに転入がなかった場合は、入園が内定していても内定取消しになります。

7. 4月入園の出生前申込について

台東区では、4月からの保育園入園は、令和7年2月3日までに生まれたお子さまであれば可能です（保育実施年齢が適する園に限ります）。4月入園申請締切日（令和6年11月28日）より後に、出産を予定している方は、出生前に4月入園の申込をすることで、一次調整の対象となります。

《一次調整の対象となる場合》

令和6年11月28日（木）までに「出生前申込」の手続きを行い、令和7年2月3日（月）までに出産され、同年2月17日（月）までに「出生後の届出」が行われている申込児童。

《申請の方法》

（1）【出生前の申込】

以下の書類を記入のうえ、期限までに台東区役所6階⑧番窓口へ持参または郵送してください。

申込の受付期間は ●窓口申請の場合：令和6年10月2日（水）から令和6年11月28日（木）

●郵送申請の場合：令和6年10月2日（水）から令和6年11月14日（木）

※電子申請の場合も郵送申請と同じ締切となります。

（郵送・電子申請は締切日必着）

（申請に必要な書類）

- ① 子どものための教育・保育給付認定申請書
- ② 保育所・認定こども園（長時間）・地域型保育事業・緊急保育室利用申請書
- ③ 確認票①
- ④ 確認票② ※ごきょうだい等、複数のお子さまの入園申込をする方のみ
- ⑤ 申請書類チェックリスト ※郵送で申請する方のみ
- ⑥ 保育の必要性が確認できる書類
（保護者全員分。P. 19「入園申込時の必要書類等」をご参照ください。）
- ⑦ 母子健康手帳（郵送申請で手続きする場合は、出産予定日が分かるページの写し）
- ⑧ 出生前保育所利用申込に係る同意書

①～⑥は通常の申請と同じ書類です。

※この時点では仮受付の扱いとなります。お子さまが生まれてから、再度以下の書類を期限までに提出していただくことで、受付の完了となります。

（2）【出生後の届出】

出生前申込を済ませ、令和7年2月3日までにお子さまが生まれた方は

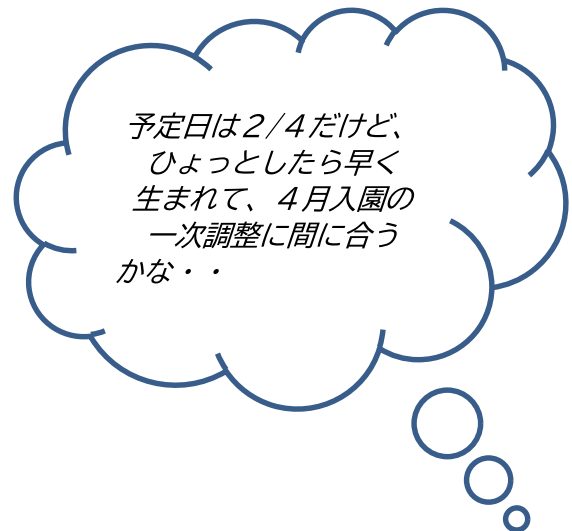
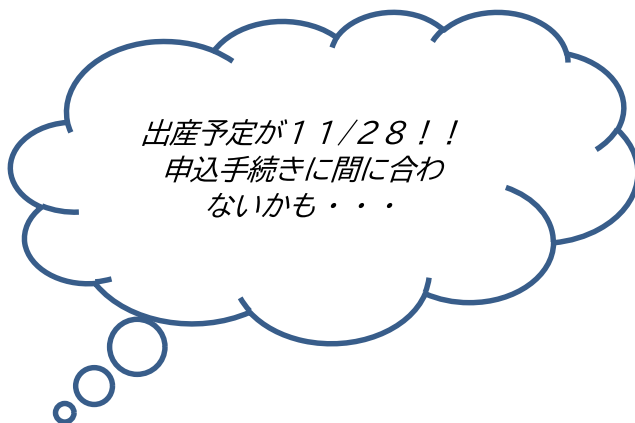
令和7年2月17日（月）までに、以下の書類を記入のうえ、台東区役所6階⑧番窓口にて再度申請してください。上記日程までに申請が無かった場合は一次調整の対象となりません。

- ① 出生前保育所利用申込者用出生後届出書
- ② お子さまの健康状況申告書（出生前申込者用）
- ③ 母子健康手帳（出生届出済証明欄に記載または貼付があるもの）

《注意事項》

- ・ 出生前申込をせずに、令和6年11月29日以降に申請された令和7年2月3日までに生まれたお子さまの利用調整は
（令和7年2月14日までの申請）・・・4月入園二次調整の対象となります。
（令和7年2月15日以降の申請）・・・5月入園調整の対象となります。
- ・ 出生前申込を済ませたが、令和7年2月4日以降に生まれた場合は5月以降の入園の対象となります。5月入園をご希望の場合は、令和7年4月10日（木）までにP. 16（2）①～③の書類を提出してください。

<こんな場合に手続きしてください>



《令和6年10月2日（水）～令和6年11月28日（木）》の
期間内に【出生前申込】手続きをする。



令和7年2月3日までに生まれた場合

4月入園一次調整の対象となる。
令和7年2月17日（月）までに
【出生後の届出】をする。



令和7年2月4日以降に生まれた場合

5月入園の対象となる。
令和7年4月10日（木）までに【出
生後の届出】をする。

8. 転園の申込について

認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業・緊急保育室の転園の申込は、新規入園の申込と同様に行います。必要書類や締切日は新規入園の申込方法を参考にしてください。

注意事項

- ◎ 申込時に育児休業中の方については、転園月までに職場復帰している必要があります。
- ◎ 申込時に就労内定中の方については、転園月までに就労を開始している必要があります。
- ◎ 転園申込の場合、転園が内定すると、それまで在籍していた認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業・緊急保育室は退園することになります。
内定を辞退しても元の園に戻ることは出来ませんので、ご注意ください。
- ◎ 転園申込後に、転園の希望がなくなった場合には、速やかに申込を取り下げてください。（申込期間中は選考の対象となり、空きが出た場合等に内定することがあります）

9. 入園申込受付の窓口予約について

4月入園申込受付期間中、窓口は大変混雑します。
申込受付の窓口でお待たせしないよう、下記の期間、ご予約を承ります。

窓口予約期間：令和6年10月10日（木）～11月6日（水）

予約可能時間：午前の部 9時から12時まで、午後の部 13時から17時まで

※ 午前の部・午後の部ともに30分刻み、1世帯30分間までのご予約になります。
ご了承ください。

※ **入園申込の方のみの予約となります。ご相談等の予約はご遠慮いただきますよう、ご協力お願いいたします。**

※ **10月15日（火）、10月16日（水）および11月1日（金）は予約受付していません。**

※ **4月入園以外の申込も予約可能です。**

《予約受付開始》令和6年10月3日（木）8時30分から

《予約方法》区ホームページをご確認の上、申請ください。

【トップページ > 子育て・教育 > 台東いきいき子育て

> 目的別を探す > 保育・幼児教育 > 保育・託児 > 保育園

> 保育園入園に関するご案内 > 入園申込受付の窓口予約について】

※オンライン申請ができない場合は、台東区役所児童保育課まで
電話にてご予約ください。TEL 03-5246-1234



◎ご予約当日は、申込書類を全てご記入の上、お越しください。



10. 入園申込時の必要書類等 (申込締切日はP.1 参照)

世帯の状況に応じて提出書類が異なります。以下をご確認いただき、書類を提出してください。

◎書類配布場所

- ・台東区役所6階⑧番窓口
- ・台東区のホームページ

【トップページ > 申請書ダウンロード

> 児童保育課 > 保育園入園申込に関する申請書類】



◎提出書類 ※(★)がついている書類は台東区が指定した書式をご利用ください。

1. 子どものための教育・保育給付認定申請書(★) (転園申請、再申請および区外の方が台東区内の認可保育園等を希望する場合は不要)
2. 保育所・認定こども園(長時間)・地域型保育事業・緊急保育室利用申請書(★)
3. お子さまの健康状況申告書(★)
4. 確認票①(★)
5. 確認票②(★)(複数のお子さまの入園申込をする方のみ)
6. 申請書類チェックリスト(郵送で申請する場合のみ)
7. 母子健康手帳の原本(郵送で申請する場合及び、区外の方が台東区の認可保育園等を希望する場合は、出産の状態・健康診査(現在の年齢まで)・予防接種のページの写し)
8. 保育の必要性が確認できる書類(保護者全員分。下記【表①】参照。)
9. その他、状況に応じて必要な書類(下記【表②】参照。)

【表①】保育の必要性が確認できる書類

※証明書類は、提出日前3か月以内に発行されたものに限りま

保育ができない事情		必要書類
就労している。	⇒	*就労証明書(★) ※勤務先が複数ある場合には、全ての勤務先の分について証明書の提出が必要です。 ※直近で転職している場合には、前職分の証明書も必要になる場合があります。詳細はP.41【2】「就労証明書について」をご確認ください。
就労が内定している。	⇒	*就労証明書(★)
産後休業中または育児休業中で職場に復帰予定である。	⇒	*就労証明書(★)
保護者が疾病・心身障害等により保育ができない。	⇒	*保育にあたれない旨の診断書 *身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者手帳など
出産を予定している。	⇒	*出産前後の状況申告書(★) *出産予定のお子さまの母子健康手帳
保護者が病人、心身障害者(障害児)の介護・看護により保育ができない。	⇒	*介護(看護)状況申告書(★) *介護保険被保険者証 *被介護(看護)者の診断書・通院や介護(看護)の状況がわかる資料
大学、専門学校等に通学している。 (職業訓練校等における職業訓練を含む)	⇒	*在学証明書や学生証等、在学の証明となる資料 *時間割等、在学中のカリキュラムがわかる資料

【表②】その他、状況に応じて必要な書類

※証明書類は、提出日前3か月以内に発行されたものに限りま

状 況	必要書類
保護者が外国籍で在留資格が「永住者」以外の方の場合	*在留カードの写し(両面) ※在留カードで「就労できる在留資格」が確認できない場合は、「資格外活動許可書」等の就労できることが確認できる書類
お子さまを有償で認可外保育施設等に預けている場合(一時保育・緊急保育室を除く)	*受託証明書(★)
離婚による、ひとり親家庭の場合	*離婚届の受理証明書または離婚の記載がある戸籍抄本(謄本)
入園希望月の前月末までに転入予定の場合	*不動産賃貸、売買契約書の写し等
希望する保育所等に入所できない時に、育児休業の延長を許容できる場合	*育児休業延長許容に関する確認書(★)
令和6年1月1日時点で台東区に住民登録がない場合	*令和6年度住民税課税(非課税)証明書または、令和6年度の住民税額がわかる書類。(令和7年9月以降に入園の場合は、令和7年度の住民税額がわかる書類)

11. 入園申込における注意事項

育児休業における注意事項

- ◎ 育児休業中で職場に復帰予定の場合、入園した月の末日までに同一職場に復帰することが条件となります。職場復帰後には「産休・育休復帰確認書」を職場に記入してもらい、ご提出ください。
 - ◎ **以下のような状況が判明した場合は、入園の内定や決定の取消し、または退園となります。**
 - 「産休・育休復帰確認書」が提出できない
 - その月の末日までに復帰できない、または復帰していない
 - 育児休業を取得した勤務先と復帰時の勤務先が異なる
 - 復帰時の所定労働日数または所定労働時間が申請時より少なくなっている(育児短時間勤務制度の利用による勤務時間の短縮を除く)
- なお、派遣社員の方の場合、同一職場復帰とは同一の派遣元への復帰を指します。派遣元が変更となる場合は、入園の内定や決定の取消し、または退園となります。

育児休業の期間延長に必要な書類について

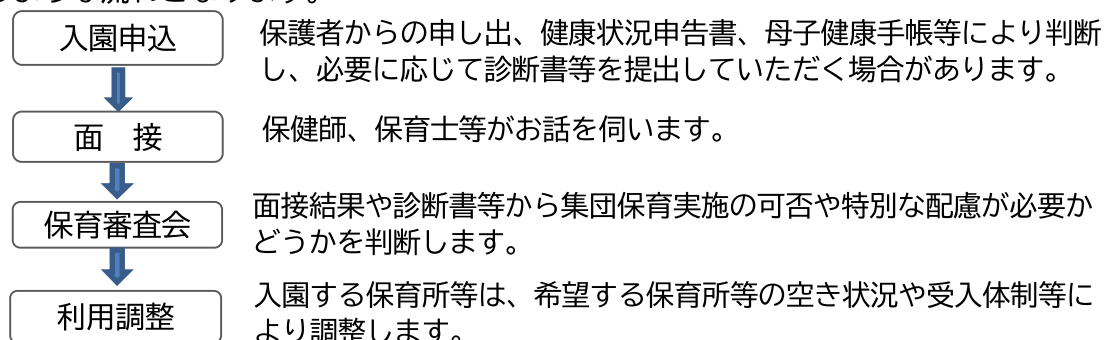
育児休業の期間は原則1年間(お子さまの1歳の誕生日の前日まで)ですが、一定の要件を満たした場合、期間を延長できます。お子さまの保育園等(認可保育園・こども園(長時間)・地域型保育事業・緊急保育室)への入園申込を行っているが入園できない場合にも延長が可能になりますが、この場合、確認のためにお勤め先等へ、育児休業の切れる月に保育園等に入園できないことを示す「利用調整結果通知書(不可)」の提出が必要です。

そのためには、育児休業の切れる月の入園申込をしないと必要な通知書が発行されません。延長を希望される方は、どの月の通知書が必要かお勤め先等でご確認の上、入園申込が確実にできるよう、申込締切日(P. 1)にご注意ください。また、入園申込申請の有効期間は、窓口でお申込みされた月(郵送の場合は到着月、電子申請の場合は申請月)から1年間です。該当月に通知書が発行されるよう必要に応じて再申請をしてください。通知書が発行されるのは、原則として、年度内の申込の最初の月のみですが、有効期間内のそれ以外の月の通知書が必要な場合は発行することができます。発行をご希望の方はご相談ください。(4月入園の審査結果は入園申込申請が有効な全ての方に送付致します。)

また、令和7年4月より、保育園等へ申込を行っていることを示す「保育所・認定こども園(長時間)・地域型保育事業・緊急保育室利用申請書」の写しが必要です。必ず写しを保管しておいてください。

障害がある、もしくは配慮が必要なお子さまの入園申込

心身に障害のあるお子さまや、心身の発達状況から配慮を必要とするお子さまの入園申込は次のような流れとなります。



- ・ 入園までの調整に時間がかかります。お早めにご相談ください。
- ・ 保育審査会および利用調整の判定の結果、入園できない場合があります。
- ・ 保育時間については、お子さまの発達過程や障害の状態、受け入れ先保育所等の状況を踏まえながら決定します。

※ 障害・疾病等により、身体障害者手帳2級程度以上または愛の手帳2度以上のお子さまは、別途書類提出が必要になる場合があります。

医療的ケアの必要なお子さまの入園申込

日常的に医療的ケア（※）が必要で、集団保育が可能とされたお子さまを保育します。保育所等には看護師が常駐し、医療的ケアを実施します。

※ 医療的ケアとは、「日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為」をいいます。

1. 対象となるお子さま

- 該当年度の4月1日時点で、1歳の誕生日を迎えているお子さま
 - 坂本保育園、浅草橋保育園、石浜橋場こども園、たいとうこども園に入園できるお子さま（お子さまの状況によって、受け入れ先保育所等が限られる場合があります。）
 - 保育が必要で、主治医により集団保育が可能であると認められていること。
 - 家庭での生活において、状態が安定していること。
 - 医療的ケアが日常生活の一部として保護者及びお子さまに定着していること。その医療行為によって状態の変化が起こりにくいことと主治医に判断されていること。
 - 保育所等で可能な医療的ケアであること。
 - ◆ 喀痰吸引（口腔・鼻腔内、気管カニューレ内部）
 - ◆ 経管栄養（胃ろう・腸ろう、経鼻）
 - ◆ 導尿
- その他、主治医の意見をもとに台東区教育委員会が実施可能と判断した処置

《注意事項》

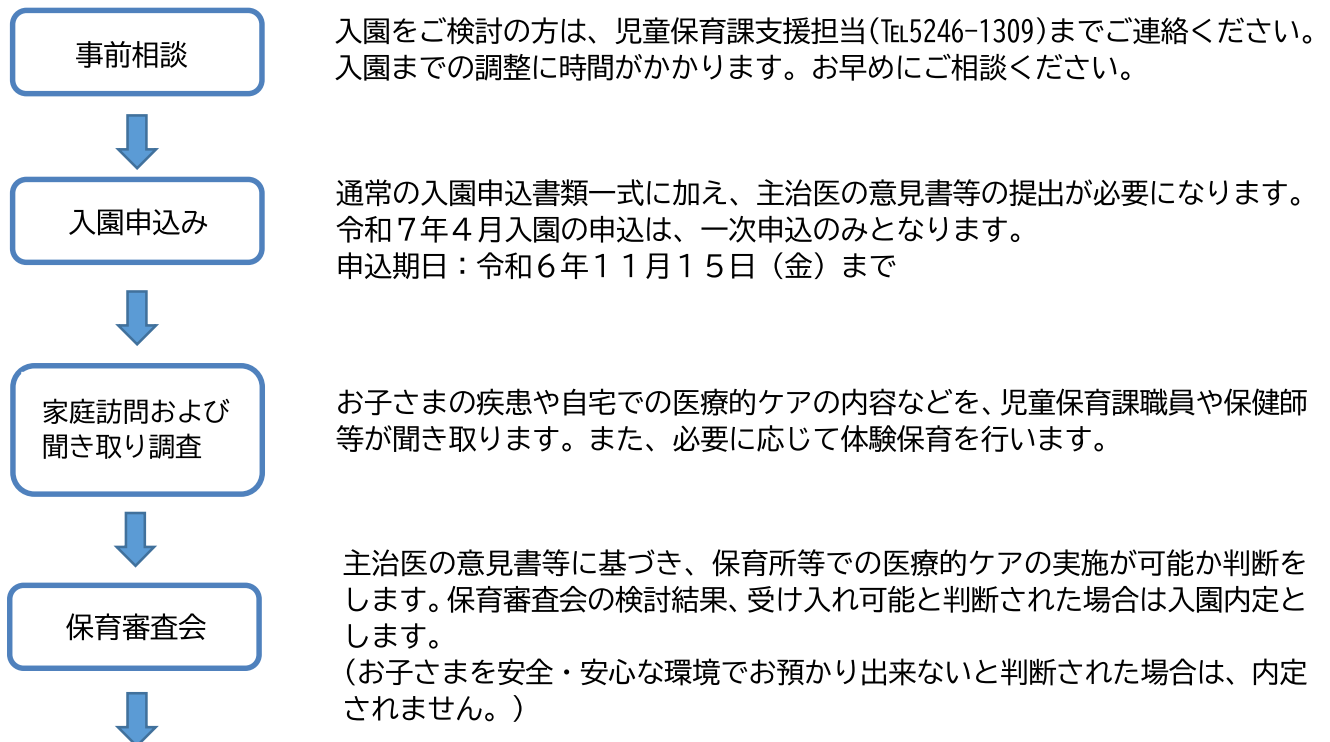
次の場合は入園することができません。

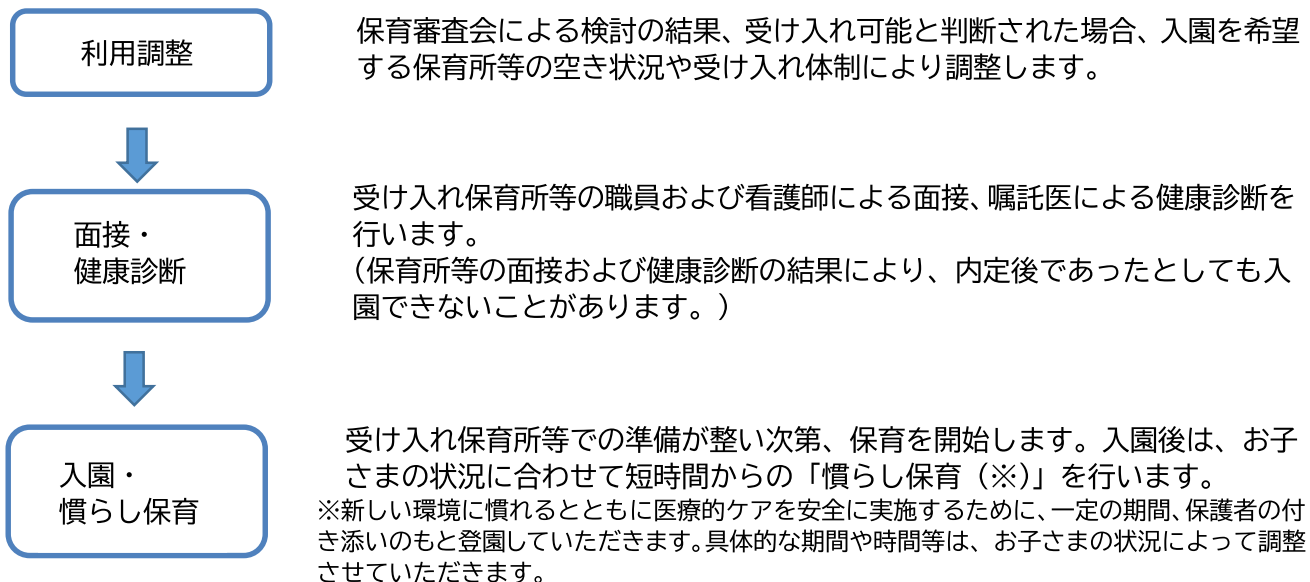
- ◇ 保育審査会において、集団保育が困難等と判断された場合
- ◇ 日常的に他のお子さまから隔離をする必要がある場合
- ◇ 看護師による連続的な容体の観察や処置を必要とする場合

2. 保育時間

保育時間については、お子さまの発達過程や障害の状態、受け入れ先保育所等の状況を踏まえながら決定します。

3. 入園までの流れ





その他の注意事項

- ◎ 内定後に受けていただく面接、健康診断等の結果により、内定を取り消すことがあります。また面接、健康診断を受けられない場合は、内定取り消しとなります。
- ◎ 入園月に一度も園に通園しない(できない)場合は、事実が判明した時点で内定取り消し、または退園となります。
- ◎ 申請後、お子さまにアレルギー等が判明したり、お子さまの健康面で大きな変化があった場合は必ずご連絡ください。
- ◎ お子さまが健康に集団生活を送れるよう、別途診断書等の提出が必要になることがあります。



12. 台東区保育所入所基準

選考にあたっては、基本指数及び調整指数をもとに、児童のおかれている状況、家族構成などを考慮し、総合的に判断します。原則として台東区民を優先します。

(1) 基本指数 ※保護者1人につき最大20点が加算されます。

項目	保護者の状況 (保育にあたれない理由)		基本指数		
	類型	細目			
1	就労	①居外就労及び自営の中心者	おおむね週5日以上かつ月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	20	
			おおむね週5日以上かつ月20日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	19	
			おおむね週5日以上かつ月20日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	18	
			おおむね週5日以上かつ月20日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	17	
			おおむね週5日以上かつ月20日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	16	
			おおむね週4日以上かつ月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	18	
		おおむね週4日以上かつ月16日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	17		
			おおむね週4日以上かつ月16日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	16	
			おおむね週4日以上かつ月16日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	15	
			おおむね週4日以上かつ月16日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	14	
			おおむね週3日以上かつ月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	16	
			おおむね週3日以上かつ月12日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	15	
		おおむね週3日以上かつ月12日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	14		
			おおむね週3日以上かつ月12日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	13	
			おおむね週3日以上かつ月12日以上、1日4時間以上5時間未満の就労を常態	12	
			その他の就労	上記に当てはまらない1か月48時間を超える就労及び就労実績3か月未満	11
			②自営の協力者(居宅内)	おおむね週5日以上かつ月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	19
					おおむね週5日以上かつ月20日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態
	おおむね週5日以上かつ月20日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	17			
	おおむね週5日以上かつ月20日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	16			
	おおむね週4日以上かつ月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	17			
		おおむね週4日以上かつ月16日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態		16	
		おおむね週4日以上かつ月16日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	15		
		おおむね週4日以上かつ月16日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	14		
	おおむね週3日以上かつ月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	15			
		おおむね週3日以上かつ月12日以上、1日7時間以上8時間未満の就労を常態	14		
		おおむね週3日以上かつ月12日以上、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	13		
		おおむね週3日以上かつ月12日以上、1日5時間以上6時間未満の就労を常態	12		
	その他の就労	上記に当てはまらない1か月48時間を超える就労及び就労実績3か月未満	11		
	内職	内職を常態(出来高など実績のわかるものを提出)	8		
2	出産	出産(出産日から起算して8週間を経過する日が属する月の月末まで適用)	8		
3	保護者の疾病、障害	身体障害者	身体障害者手帳1級～4級	20～14	
		知的障害者	愛の手帳1度～2度	20～14	
		入院	2か月を超える長期入院	20～16	
			おおむね1か月から2か月までの一時的な入院	18～14	
		疾病	常時臥床(昼間の大半を病床で過ごしている状態)	20	
精神性・感染性・一般療養	精神性・感染性・一般療養	20～14			
4	看護介護	病院等付添	病院等付添(週4日以上)	16	
			病院等付添(週4日未満)	14	
		寝たきり高齢者または重度心身障害者等の介護	要介護5～3の高齢者を在宅介護している場合	20～16	
			要介護2～1の高齢者を在宅介護している場合	14～10	
			身体障害者手帳1～2級または愛の手帳1～2度の者を在宅介護している場合	20～16	
身体障害者手帳3級～または愛の手帳3～4度の者を在宅介護している場合	14～10				
自宅療養者の看護等	上記以外の要件で、看護等が必要と台東区が認める場合	10			
5	災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧に当たる場合	20		
6	求職活動	就労内定	保育実施予定日から就労開始予定(要就労証明書等提出)	7	
		求職活動	求職活動、または起業準備のため外出を予定	6	
7	就学・技能習得	就学	通学の場合(指数は項目1-①を準用し4減じる)	16～7	
		技能習得	在宅の場合(指数は項目1-②を準用し4減じる)	15～6	
8	特例	上記のほか、明らかに保育が必要と台東区が認める場合(指数は審査会議において決定)			

(注1) 基本指数の算定は保護者が2人のときは指数を合算するものとし、保護者が1人のときはその指数に20を加えます。

(注2) 複数の事由に該当する場合は、そのうち点数の高いもの一つを採用します。

(注3) 就労時間には、休憩時間を含みます。また、時短勤務等の場合でも所定労働時間で採点します。

(注4) 「自営の中心者」とは、経営者及び経営者以外で就労時間に対して妥当な給与(最低賃金以上)を支給されている者をいいます。

(注5) 「自営の協力者」とは、上記注4にあてはまらない自営業従事者(自営業専従者、家族従業者等)をいいます。

(注6) 「感染性・感染性」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2が適用されている者又は同条に該当する病状にある者若しくは児童に感染させる恐れのある者がいる場合をいいます。

(注7) 「一般療養」とは、少なくとも週1回以上の通院を必要とする病状にあって、医師から安静又はこれに近い療養を指示されている状態をいいます。

(注8) 「病院等付添」とは、自宅や病院等で看護に従事する者又は身体障害児の通学等に月12日以上付添をする場合をいいます。

(注9) 「自宅療養」とは、自宅における軽度病人の看護等をいいます。

(注10) 「就学・技能習得」の技能習得とは、学生として学ぶことで就業に繋がる技能を習得できる講義を受講していることをいいます。

(注11) 提出書類等に整合性のない場合は、減点となる場合があります。

(2) 調整指数

調整指数は、児童の属する家庭の状況に応じて、保育の必要な状態をさらに明確にするために設けるものであり、保育所入所基準による基本指数に、必要に応じて加算又は減算するものです。

項目	条 件	指数	
1	認証・認可外保育所・保育ママ・ベビーシッター等、認可保育所及び地域型保育事業施設(小規模保育所・家庭的保育事業・事業所内保育事業等)並びに緊急保育室等以外の施設に委託(週3日昼間4時間以上)	8	
2	認可保育園に在園(台東区外)	7	
3	認可保育園の一時保育利用(非定型のみ)	6	
4	幼稚園に在園	5	
5	地域型保育事業施設(小規模保育所・家庭的保育事業・事業所内保育事業等)を利用(台東区内)	5	
6	認可保育園に在園(台東区内、緊急保育室を含む)	5	
7	産休中で同一職場へ復職予定	7	
8	育児休業中で同一職場へ復職予定	7	
9	保護者が職場や就労先で就労又は就学中に保育	5	
10	保護者が自宅で保育(求職中・就労内定)	3	
11	知人が保育	5	
12	祖父母が保育	4	
13	祖父母以外の親族が保育	4	
14	ひとり親世帯	(1) 離婚届・死亡届等を提出後3ヶ月以内等、生活の激変を緩和する必要がある場合(転園申請は除く)	基本指数が20になるまで
		(2) 上記以外のひとり親世帯(転園申請は除く)	5
	ひとり親に準ずる世帯	(3) 離婚調停中で別居(要証明書類提出、転園申請は除く)	3
	生活保護を受給している世帯(転園申請は除く)	2	
	児童福祉等の観点から特別の配慮が必要と認められる場合	1~5	
	申請児童本人又は同一世帯内のきょうだいが身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている	2	
	きょうだいで同一の認可保育園を希望する転園申請	4	
	きょうだい(卒園する児童を除く)が認可保育園に在園している(転園申請は除く)	4	
	保護者と同居している未就学児が3人以上いる(多子世帯)	2	
	保護者と同居している小学生以下のきょうだいがいる	1	
	きょうだい2人以上の同時申請(転園申請は除く)	1	
	年齢上限のある区内の認可保育施設(認可保育園・地域型保育事業等)を卒園する台東区在住の児童で、引き続き保育が必要な場合(4月入園のみ適用)	5	
	在園している区内の認可保育施設の閉園が決定したことによる転園申請(閉園決定後に入園した児童及び卒園まで在籍可能な児童を除く)	5	
	初めての入所希望月から6か月以上待機している(転園申請は除く)	2	
生計中心者が失業(3か月以内)したことにより、就労の必要性が高い(転園申請は除く)	2		
保護者が区内の保育施設等(認可保育所・認定こども園・地域型保育施設・認証保育所・緊急保育室・定期利用保育事業)および幼稚園において、保育士・保育教諭・幼稚園教諭として、月120時間以上の就労をしている場合又は就労内定の場合(転園申請は除く)	2		
祖父母がいるが、遠方、就業、病気等により保育にあたれない理由がある(不存在含む)	1		
基本指数が就労で算定されている場合で、就労できない在留資格(家族滞在等)で資格外活動許可書の提出のない場合(ただし、資格外活動許可書申請中であることを確認できた場合を除く)	-2		
保育所保育料を6か月以上滞納している世帯	-15		
保育所、または認定こども園の内定を断った場合	-5		

調整指数は重複できます(1~13はどれかひとつを適用します。14~31は一部重複できない項目もあります)。

(注1) 項目1については、有償で契約し保護者が就労している等(就労内定、求職活動、育児休業中を除く)で、保育を必要とする時間帯に委託していることが、条件となります。

(注2) 項目1のベビーシッターとは、協会等に登録のある者に委託していることが、条件となります。

(注3) 項目8の育児休業中とは、育児・介護休業法等の規定に基づくもののほか、自営業者等が育児・介護休業法に規定されている育児休業の取得可能期間(原則1歳まで。場合により1歳6か月・2歳までの延長可)において取得する育児に関する休業を含みます。

(注4) 項目14(1)については、14(2)と比較し高い方で加点します。

(注5) 項目15~17、26については、入園審査月の状態で判断します。

(注6) 項目15と16については重複できません。高い方で加点します。

(注7) 項目18については、きょうだいの在園する園以外を同時に申請した場合、他の園の入園審査時は加算されません。

(注8) 項目22については、入園の意志のないきょうだいの申請は加算できません。また、3人以上の同時申請で、2人以上が転園申請でない場合は、転園申請でない子のみ加算の対象となります。例) ①きょうだい3人の申請で、そのうち2人が転園の場合…3人とも対象外 ②きょうだい3人の申請で、そのうち2人が転園でない場合…転園でない2人のみ加算の対象

(注9) 項番24については、閉園後の事業譲渡先や受入施設等により、次の入所先が確保されている場合も除きます。

(注10) 項目27については、就労証明書と同意書の提出が必要です。

(注11) 項目31については、辞退した入園月の翌月から起算して6か月間適用します。例) 4月入園辞退…5月~10月入園まで-5点

(3) 指数同一の場合の優先項目

利用調整においては選考指数が同一の場合、以下の優先項目等により総合的に判断します。

きょうだい在同一の保育園に在園している
生活保護受給世帯等生活が困窮していることが明らかな世帯
保護者の就労状況（勤務地、勤務時間等）
ひとり親世帯
年齢上限のある区内の認可保育施設の卒園児（4月入園のみ）
在園している区内の認可保育施設の閉園が決定したことによる転園申請（閉園決定後に入園した児童及び卒園まで在籍可能な児童を除く）
保護者どちらかが単身赴任（住居別）
多胎児
きょうだいの数
待機期間
同一年度内の入所内定で内定辞退をしていない
単園希望ではない
祖父母の状況
保護者どちらかが身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている

たとえば・・・

保護者共にフルタイム勤務、現在育児休業中、1人目のお子さま、
祖父母は両方とも遠方の場合

基本指数 各保護者 20点
(計40点)

調整指数 育児休業中 7点
祖父母が遠方 1点

合

計

48点



13. 延長保育について

園の定めた標準保育時間または短時間保育時間内で、お迎えが間に合わない方や登園時間が合わない方を対象に「延長保育」を実施しています。

ご利用の場合、基本保育料に加えて延長保育料がかかります。

延長保育の実施状況、標準保育時間・短時間保育時間についてはP. 4～8「認可保育園・こども園等 一覧」をご覧ください。

公立保育園（東上野乳児保育園、ことぶきこども園、たいとうこども園を除く。）

1. 延長保育利用までの流れ

- (1) 保育園に事前に相談
- (2) 必要書類（下記参照）を保育園に提出
- (3) 保育園から区役所に申請書類の送付
- (4) 区役所での審査
- (5) 「延長保育承諾書」の発行
- (6) 延長保育の利用開始

2. 利用可能年齢

生後6か月以上、就学前までのお子さま

3. 申請期間

1か月単位で申請できます。利用開始希望月の前月末までに申請してください。

なお、承諾は半年ごと（前期：4～9月分、後期：10～3月分）の設定もしており、当該期間中は1度の申請で利用が可能です。ただし、前期、後期にまたがって利用する場合はそれぞれ申請が必要です。

4. 必要書類

- (1) 「延長保育申請書」（区の指定する様式で保育園に用意してあります。）
- (2) -1 正規の始業終業時間の関係で利用する場合
…「就労証明書」（提出済で、変更がない場合は不要）
- (2) -2 残業のため利用する場合（以下の①および②を提出）
…①「就労証明書」（提出済で、変更がない場合は不要）
②「直近3か月分の超過勤務の実績」（タイムカード、出勤簿の写し等）
※超過勤務の実績が会社から発行されない場合は保育園にご相談ください。

5. 延長保育料

- ◎ 標準時間認定・短時間認定、あるいは就労パターンにより延長保育料の計算方法が異なります。
- ◎ 月末に基本保育料と合わせて請求させていただきます。
- ◎ 承諾期間内は、利用の有無に関わらず延長保育料がかかります。
- ◎ 延長保育を辞退する場合は、前月末までに辞退届を保育園にご提出ください。

6. その他

延長保育には利用枠があります。

各園の状況によりご利用できない場合もありますので、ご了承ください。

私立保育（こども）園・地域型保育事業（および東上野乳児保育園、ことぶきこども園、たいとうこども園）

延長保育の申込、延長保育料の徴収は各園で行ないます。

利用を希望する場合は、各園にお問合せください。

なお、延長保育実施の有無や利用可能対象年齢が各園によって異なる場合がありますので、ご注意ください。

14. 保育料について

(1) 保育料の決定（令和6年10月1日現在）

- ◎ 保育料は、児童のクラス年齢と、それぞれのご家庭の保護者の区民税所得割額等（税額控除（調整控除は除く）を適用する前の税額）により決定します。令和7年4月分～8月分は令和6年度の税額で算出し、令和7年9月分以降は令和7年度の税額で再計算します。
- ◎ 住民税が未申告の方や、確認する証明資料の提出が期限までにない場合は、正しい保育料の算定ができないため、最高階層（D27）で決定します。
- ◎ 認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業・緊急保育室ともに保育料は同額です。なお、はぐはぐキッズこども園東上野・忍岡こども園・地域型保育事業は各園に直接保育料をお支払いください。
- ◎ 東上野乳児保育園・ことぶきこども園・たいとうこども園・私立保育（こども）園・地域型保育事業の延長保育料については、各園で設定し、徴収します。
- ◎ 月の1日現在、認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業・緊急保育室に在園している場合には、**月の途中で退園しても1か月分の保育料がかかります（日割り計算は行いません。）。**なお、延長保育料についても同様の扱いとなります。

(2) 保育料の支払方法

- ◎ 保育料の支払期限は毎月月末です（月末が土・日・祝日の場合は翌営業日です。）。
- ◎ 台東区では、口座振替による支払いをお願いします。
- ◎ 口座振替の手続き完了前などの場合は、「納付書」でお支払いいただきます。支払期限までに最寄りの金融機関などで納付してください。
- ◎ 保育料は必ず期限までにお支払いください。保育料を滞納した場合には、地方税の滞納処分の例により、滞納処分を行なうことがあります。

【口座振替の手続きについて】

- (1) 利用調整結果通知と一緒に送付する「口座振替依頼書」に記入・押印の上、お取引先の金融機関に直接ご提出ください。「保護者控」は口座振替が開始されるまで大切に保管してください。
- (2) 金融機関から区に書類が送付されます（3枚つづりのうち2枚目が区役所控えです。区役所控えも金融機関から返却された場合には、お手数ですが保育相談係までご提出ください。）。
 - ◎ 口座の登録は児童ごとに必要です。きょうだいと同じ口座をご利用の場合でも、必ず手続きをお願いいたします。
 - ◎ 残高不足等で保育料が引き落としできなかった場合には「保育料口座振替の不能のお知らせ」と併せて「納付書」をお送りします。支払期限までに最寄りの金融機関などで納付してください。
 - ◎ 転園や退園などで以前に保育料の口座登録のあったお子さまについては、引き続きその口座で振替をいたします。口座の変更などを希望する場合にはご連絡ください。

(3) 保育料の減額

次のようなやむを得ない事情がある場合には、保育料を減額することができます。なお、年度内で1事由のみ適用されます（※1）。該当すると思われる方は、ご相談ください。

- ◎ その年に前年の所得額の10分の1を超える災害または盗難若しくは横領による損失を生じたとき（※2）。
- ◎ その年に前年の所得額の100分の5または所得税法に定める最高限度額を超える医療費を支出したとき（※3）。
- ◎ その年に主たる稼働者が失業したとき。稼働能力のない世帯員が増えたとき。
- ◎ その世帯の前3か月の平均収入額（賞与を除く。）が前年の平均収入額（賞与を除く。）より10分の1以上低額と認められるとき（育児休業取得に伴う収入の減額を除く）。

※1 申請理由が複数ある場合は、減額後の保育料が最も低額になる事由が適用されます。

※2 損害保険等受領額を控除します。損失額の認定及び災害の範囲は、所得税法の例によります。

※3 保険金等で補てんされる金額を控除します。医療費の認定及びその範囲は、所得税法の例によります。

保育料負担額(月額)

0歳から2歳児クラスまでのお子さまについては、第1子の年齢を問わず、第2子以降の利用料が無償化されます。

★保育標準時間保育料について

≪認可保育園・こども園(長時間)・地域型保育事業・緊急保育室≫

○保育標準時間保育料表(月額)

世帯の階層区分		3歳未満		3歳		4歳以上	
階層	世帯の定義	保育料	延長保育料	保育料	延長保育料	保育料	延長保育料
A	生活保護	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税	0	0	0	0	0	0
C	区民税均等割のみ	1,900	600	0	600	0	600
D 1	9,500 円未満	2,400	600	0	600	0	600
D 2	9,500 円以上 18,700 円未満	3,200	600	0	600	0	600
D 3	18,700 円以上 27,900 円未満	7,100	900	0	900	0	900
D 4	27,900 円以上 37,100 円未満	8,800	900	0	900	0	900
D 5	37,100 円以上 45,900 円未満	10,100	900	0	900	0	900
D 6	45,900 円以上 65,800 円未満	16,700	1,600	0	1,400	0	1,400
D 7	65,800 円以上 85,900 円未満	21,000	2,000	0	1,400	0	1,400
D 8	85,900 円以上 105,900 円未満	23,800	2,300	0	1,400	0	1,400
D 9	105,900 円以上 125,800 円未満	26,400	2,500	0	1,600	0	1,600
D10	125,800 円以上 148,700 円未満	28,800	2,800	0	1,900	0	1,800
D11	148,700 円以上 188,800 円未満	31,300	3,000	0	2,000	0	2,000
D12	188,800 円以上 216,200 円未満	33,500	3,300	0	2,100	0	2,000
D13	216,200 円以上 242,100 円未満	35,900	3,500	0	2,300	0	2,000
D14	242,100 円以上 268,200 円未満	38,000	3,700	0	2,400	0	2,100
D15	268,200 円以上 294,200 円未満	40,300	4,000	0	2,500	0	2,100
D16	294,200 円以上 320,100 円未満	42,400	4,100	0	2,600	0	2,100
D17	320,100 円以上 343,500 円未満	44,600	4,400	0	2,600	0	2,100
D18	343,500 円以上 356,500 円未満	46,500	4,500	0	2,600	0	2,100
D19	356,500 円以上 369,400 円未満	48,800	4,800	0	2,600	0	2,100
D20	369,400 円以上 434,500 円未満	53,300	5,200	0	2,700	0	2,200
D21	434,500 円以上 499,500 円未満	60,600	5,900	0	2,700	0	2,200
D22	499,500 円以上 552,900 円未満	67,100	6,600	0	2,700	0	2,200
D23	552,900 円以上 606,300 円未満	72,400	7,100	0	2,700	0	2,200
D24	606,300 円以上 659,700 円未満	73,000	7,200	0	2,700	0	2,200
D25	659,700 円以上 713,100 円未満	73,600	7,200	0	2,800	0	2,300
D26	713,100 円以上 766,500 円未満	74,100	7,300	0	2,800	0	2,300
D27	766,500 円以上	74,700	7,400	0	2,800	0	2,300

※1 年齢区分は、毎年4月1日現在の年齢です。その年度中は、同じ年齢として取り扱います。

※2 延長保育を利用している方は、基本保育料のほかに延長保育料がかかります。上表の延長保育料の金額は区内区立保育園の金額です(3歳から5歳児クラスのお子さまおよび第2子以降のお子さまも上表のとおり延長保育料がかかります)。東上野乳児保育園、ことばきこども園・たいとうこども園、区内私立保育(こども)園、区内地域型保育事業、区外の保育園の延長保育料の金額については、それぞれの園または自治体にお尋ねください。

※3 区民税所得割額とは、税額控除(調整控除を除く)前の金額となります。

☆0歳から2歳児クラスのお子さまの負担軽減について

・C～D7階層に該当するひとり親世帯等で生計を一にする子を対象に年齢の高い順に数えて1番目の子は半額(D7階層の場合は9,000円)、2番目以降の子は無料となります。

☆住民票等により、世帯の状況が確認できる場合については、軽減を適用し算出されますので手続きは不要です。確認できない場合は、申請が必要となりますので、お問合せください。

☆祖父母等と同居するひとり親世帯等において一定の条件を満たす場合には、保育料を算定する際に、父母に加え祖父母等のうち収入が多い方の区民税所得割額を合算します。該当すると思われる方は、ご相談ください。

☆通園送迎費、行事費などは保護者の負担となります（台東区民以外の方も含む）。

☆副食費（おかず代・おやつ代等）：世帯収入・お子さまの人数に関わらず、全ての世帯における副食費を区が支援し、保護者からの徴収は行いません。

★保育短時間保育料について

保育短時間の認定を受けた世帯は、「保育短時間保育料」の適用となります。

（標準時間保育料との違い）

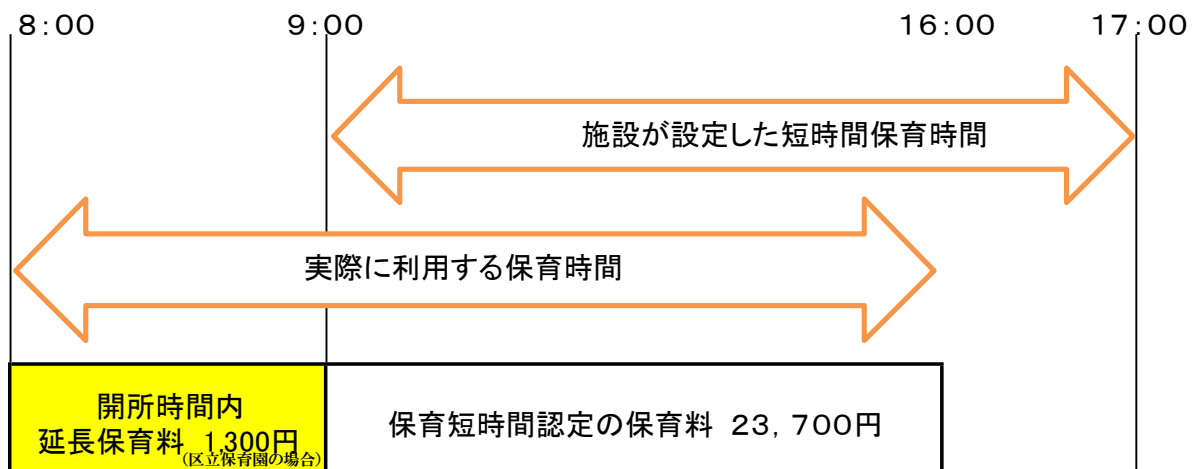
- ① 保育標準時間の保育料の90%の保育料となります。
- ② 開所時間内で延長保育料がかかることがあります。
（各施設が設定した短時間保育時間の時間帯以外を利用をされた場合に開所時間内延長保育料がかかります。）

<具体的な例について> 令和7年度の場合

D9階層の2歳児の保育料（月額）

- ・標準時間認定の場合・・・26,400円
- ・短時間認定の場合・・・23,700円

**短時間認定 利用希望時間 8時から16時まで
入園した保育園の保育短時間の設定が9時から17時のとき**



この場合、具体的には、
短時間保育保育料 23,700円
開所時間内延長保育料 1,300円

合計で月額保育料は 25,000円となります。

《認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業・緊急保育室》

○保育短時間保育料表（月額）

世帯の階層区分		3歳未満		3歳		4歳以上	
階層	世帯の定義	保育料	延長保育料	保育料	延長保育料	保育料	延長保育料
A	生活保護	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税	0	0	0	0	0	0
C	区民税均等割のみ	1,700	100	0	100	0	100
D 1	9,500 円未満	2,100	100	0	100	0	100
D 2	9,500 円以上 18,700 円未満	2,800	200	0	100	0	100
D 3	18,700 円以上 27,900 円未満	6,300	400	0	300	0	300
D 4	27,900 円以上 37,100 円未満	7,900	400	0	400	0	400
D 5	37,100 円以上 45,900 円未満	9,000	500	0	500	0	500
D 6	45,900 円以上 65,800 円未満	15,000	800	0	600	0	600
D 7	65,800 円以上 85,900 円未満	18,900	1,000	0	700	0	700
D 8	85,900 円以上 105,900 円未満	21,400	1,200	0	800	0	800
D 9	105,900 円以上 125,800 円未満	23,700	1,300	0	900	0	900
D10	125,800 円以上 148,700 円未満	25,900	1,400	0	1,000	0	900
D11	148,700 円以上 188,800 円未満	28,100	1,600	0	1,000	0	1,000
D12	188,800 円以上 216,200 円未満	30,100	1,700	0	1,100	0	1,000
D13	216,200 円以上 242,100 円未満	32,300	1,800	0	1,200	0	1,000
D14	242,100 円以上 268,200 円未満	34,200	1,900	0	1,300	0	1,000
D15	268,200 円以上 294,200 円未満	36,200	2,000	0	1,300	0	1,100
D16	294,200 円以上 320,100 円未満	38,100	2,100	0	1,300	0	1,100
D17	320,100 円以上 343,500 円未満	40,100	2,200	0	1,400	0	1,100
D18	343,500 円以上 356,500 円未満	41,800	2,300	0	1,400	0	1,100
D19	356,500 円以上 369,400 円未満	43,900	2,400	0	1,400	0	1,100
D20	369,400 円以上 434,500 円未満	47,900	2,700	0	1,400	0	1,100
D21	434,500 円以上 499,500 円未満	54,500	3,000	0	1,400	0	1,100
D22	499,500 円以上 552,900 円未満	60,300	3,400	0	1,400	0	1,100
D23	552,900 円以上 606,300 円未満	65,100	3,600	0	1,400	0	1,100
D24	606,300 円以上 659,700 円未満	65,700	3,600	0	1,400	0	1,100
D25	659,700 円以上 713,100 円未満	66,200	3,700	0	1,400	0	1,100
D26	713,100 円以上 766,500 円未満	66,600	3,700	0	1,500	0	1,200
D27	766,500 円以上	67,200	3,700	0	1,500	0	1,200

※1 年齢区分は、毎年4月1日現在の年齢です。その年度中は、同じ年齢として取り扱います。

※2 延長保育を利用している方は、基本保育料のほかに延長保育料がかかります。上表の延長保育料の金額は区内区立保育園の金額です（3歳から5歳児クラスのお子さまおよび第2子以降のお子さまも上表のとおり延長保育料がかかります）。東上野乳児保育園、ことぶきこども園・たいとうこども園、区内私立保育（こども）園、区内地域型保育事業、区外の保育園の延長保育料の金額については、それぞれの園または自治体にお尋ねください。

※3 区民税所得割額とは、税額控除（調整控除を除く）前の金額となります。

☆0歳から2歳児クラスのお子さまの負担軽減について

・C～D7階層に該当するひとり親世帯等で生計を一にする子を対象に年齢の高い順に数えて1番目の子は半額（D7階層の場合は8,100円）、2番目以降の子は無料となります。

☆住民票等により、世帯の状況が確認できる場合については、軽減を適用し算出されますので手続きは不要です。確認できない場合は、申請が必要となりますので、お問合せください。

☆祖父母等と同居するひとり親世帯等において一定の条件を満たす場合には、保育料を算定する際に、父母に加え祖父母等のうち収入が多い方の区民税所得割額を合算します。該当すると思われる方は、ご相談ください。

☆通園送迎費、行事費などは保護者の負担となります（台東区民以外の方も含む）。

☆副食費（おかず代・おやつ代等）：世帯収入・お子さまの人数に関わらず、全ての世帯における副食費を区が支援し、保護者からの徴収は行いません。

15. 保育園での生活について

保育園等（認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業・緊急保育室）は保護者が働いている、病気にかかっている等の理由で、家庭で児童を保育できない（保育を必要とする）場合に、保護者に代わって保育する施設です。保育園等では、ご家族の協力と理解のもとに信頼関係を築きながら、お子さまをお預かりします。

台東区内の保育園等は、各園の保育課程に基づき、お子さまをお預かりし、保育・教育を実施しています。また、小学校との円滑な接続に向け「台東区幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」の実践も含め、公立・私立の幼稚園・保育園・こども園・小学校での共通の考えのもと、一貫した保育を実施しています。

なお、私立の保育園と地域型保育事業では、それぞれ特色のある保育を実施しています。園によって内容が異なりますので、詳細は各園に直接お問合せください。

(1) 慣らし(慣れ)保育について

保育園等では、お預かりするお子さまの年齢や状況に合わせ、短時間からの慣らし(慣れ)保育をお願いしています。慣らし(慣れ)保育の期間は、お子さまの状況により、おおむね1週間～1か月程度です。特に0歳から2歳までのお子さまは環境の変化に敏感ですので、保育園等とご相談ください。



(2) 健康管理について

お子さまが施設で毎日元気に遊べることが保護者、各園の願いです。しかし、施設は集団生活の場であるため、どうしても病気の感染の機会が多くなります。お子さまの体調が悪いとき（発熱、下痢、嘔吐、咳などの症状で総合的に判断します）は、保護者に連絡をしてお迎えをお願いする場合があります。ご協力をお願いします。

お子さまが病気になったときの対応を考えておきましょう

お子さまが発熱したり病気になったりしても、保護者がお仕事を休めない場合があるかもしれません。そのための、親戚や友人、近所の人などお子さまを世話してくれる方を探しておきましょう。また、区では病児・病後児保育事業を実施しています。詳しくは、P. 38「病児・病後児保育」をご覧ください。

(3) 与薬について

施設では、原則としてお薬をお預かりできません。内服しているお薬がある場合や医療機関に受診した場合は主治医に保育園等に通っていることを伝え、お薬の飲み方について相談してください。お薬によっては、一日3回を2回に変更したり、飲む時間を変えたりすることができる場合もあるようです。

やむを得ないご事情のある場合は園や区役所にご相談ください。

(4) アレルギー食への対応について

診断書（指示書）や検査結果など医師の具体的な指示に基づき、施設と保護者で話し合いながらできる範囲で対応（除去など）いたします。しかし、対応できない場合は、家から代替品をお持ちいただくこととなりますので、ご了承願います。

※お子さまの症状により異なりますので、各園へお問合せください。



(5) その他

お迎えにいけないときのためにP. 43「ファミリー・サポート・センター」等の利用登録もおすすめします。

16. 産休・育休明けの入所予約事業について

台東区では、年度途中で産休・育休から職場復帰を予定されている方を対象に「産休・育休明けの入所予約事業」を実施しています。この事業では、一般入園申込の枠とは別に入園枠を確保し、当事業申込者の中から若干名の受け入れを行います。なお、申込受付はお子さまが生まれてからになります。

(1) 対象

区内在住で、保護者が「労働基準法による産後休暇」や「育児・介護休業法等による育児休業(※)」の対象となった、0歳児クラスのお子さま。

※ 自営業・フリーランスの方が休業している場合も含まれます。

(2) 受入保育園・こども園(長時間)

0歳児保育を実施している認可保育園・こども園(長時間)のうち、一部の園。

(受入保育園・こども園は、P. 4～8「保育園・こども園等一覧」に掲載しています(保育園・こども園名に「★」マークのついた園)。なお、園によって対象月齢が異なりますのでご注意ください。)

(3) 受入予定数

各回ごとに、各認可保育園・こども園(長時間)とも若干名。

(4) 申込方法

復帰月によって受付期間が異なりますので、下記の「受付期間一覧表」で確認の上、申込期限までに一般入園の手続きに準じて、お申し込みください。

郵送での申請をご希望の場合は、必ずP. 14【郵送申請の注意点】を確認ください。

〈産休・育休明けの入所予約事業 受付期間一覧表〉

職場復帰月	第1回受付期間	第2回受付期間	第3回受付期間
令和7年 5月	3月4日(火) ～ 窓 口:4月9日(水) 郵送・電子:4月2日(水)	対象外	対象外
令和7年 6月			
令和7年 7月	対象外	5月2日(金) ～ 窓 口:6月9日(月) 郵送・電子:6月2日(月)	8月4日(月) ～ 窓 口:9月9日(火) 郵送・電子:9月2日(火)
令和7年 8月			
令和7年 9月	対象外	対象外	8月4日(月) ～ 窓 口:9月9日(火) 郵送・電子:9月2日(火)
令和7年10月			
令和7年11月	対象外	対象外	8月4日(月) ～ 窓 口:9月9日(火) 郵送・電子:9月2日(火)
令和7年12月			
令和8年 1月	対象外	対象外	8月4日(月) ～ 窓 口:9月9日(火) 郵送・電子:9月2日(火)
令和8年 2月			

(5) 必要書類

◎ 産休・育休明け入所申込書

◎ 一般入園手続きに必要な書類(P. 19「入園申込時の必要書類等」をご覧ください。)

※ 書類は児童保育課窓口にて配布しています。

台東区ホームページよりダウンロードも可能です。

【トップページ > 申請書ダウンロード

> 児童保育課 > 保育園入園申込に関する申請書類】



(6) 申込時の注意点

◎ 育休復帰での申込の場合には、職場復帰月(就労証明書11に記載された復職年月日に属する月)の入園申込のみ可能です(育休取得中の入園はできません。)

◎ 産休復帰での申込の場合には、お子さまが受入可能月齢に達した最初の月(生後56日目の翌月)のみ申込が可能です。

◎ 入園した月の間に仕事に復帰していただくことが条件となります。その月の間に復帰できない、または復帰していないことが判明した場合は、入園の内定や決定の取消し、または退園となります。

◎ 3月入園はありません。3月に復帰予定の方は、別の月に復帰できる場合のみ申込可能です。

◎ 入園の内定後、勤務状況の変更や区外転出、面接・健康診断等の結果により、内定が取り消されることがあります。

◎ 入所予約事業についても内定の辞退をした場合は、通常の申込と同様に減点の対象になります。

区立の認可外保育施設について

保育所入所待機児童を解消するための緊急対策として、認可保育園を補完するため、台東区が開設し、民間事業者が運営する認可外保育施設です。北上野保育室は、令和6年度末に開設期間が終了するため、令和7年度に以下のとおり在園児を受け入れる予定です。

北上野保育室（令和6年度末閉室予定）

◎所在地 台東区北上野2-24-13 TEL 5246-4002

◎開設期間：令和2年6月1日から令和7年3月31日まで

◎開設期間終了後の在園児受け入れ施設

北上野保育室は令和7年度に4・5歳児となる児童を以下の施設で受け入れます。

- ・施設名 北上野クローバー保育園（私立認可保育園）
- ・所在地 台東区北上野2-18-8
- ・運営事業者 株式会社クローバーホールディングス

●北上野保育室 令和6年度定員数

年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
R6	—	—	—	20	20	30	70



●北上野クローバー保育園 令和7年度定員数（予定）

年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
R7	3	9	16	16	40 (20)	40 (20)	124

※カッコ内は北上野保育室からの転園児（内数）

在園児受入施設に関するお問合せ ⇒ 児童保育課施設整備・計画担当 TEL 5246-1233

認証保育所について

1. 認証保育所とは

待機児童の解消や多様な保育ニーズに対応するため、東京都独自の基準により、設置された保育所です。民間企業を含む多様な事業者が、サービスを競います。

(1) 認証保育所の特色

- ① 全施設で0歳児保育を実施しています。
- ② 全施設で13時間以上の開所を義務づけています。
- ③ 入所申込は、保護者と認証保育所との間で直接契約をします。
- ④ 保育料は、決められた上限の中で、それぞれの認証保育所が、直接徴収します。

(2) 認証保育所の利用方法

利用を希望する場合は、利用者と施設（保育所）の直接契約となります。

- ① 利用を希望する認証保育所に直接連絡し、空き状況、保育料等、利用可能かどうか確認します。
- ② 希望する認証保育所で利用が可能な場合は、「重要事項説明書」に基づき、認証保育所の運営方針、施設概要、保育内容、保育料、職員配置基準、運営委員会等について、説明を受けます。
- ③ 認証保育所から十分な説明を受け、利用することを決めたら、保育所と利用契約を結びます。

2. 台東区内の認証保育所

令和7年4月1日現在

施設名	所在地	電話番号	保育実施年齢	定員	開所時間
ソラスト浅草 <small>あさくさ</small>	花川戸1-15-9 パークサイド花川戸2階	5246-6455	57日～3歳児	36	7:30～20:30
ポピンズナーサリースクール <small>こまがた</small> 駒形	駒形1-4-7 バンダイアネックスビル2階	5830-2115	57日～5歳児	32	7:30～20:30
アスクバイリンガル保育園 <small>あさくさばし</small> 浅草橋	浅草橋3-19-2 富士ビル2階	5833-4835	45日～5歳児	38	7:30～20:30
ぼけっとランド雷門 <small>かみなりもん</small>	雷門2-15-4 雷門ハイツ2階	3841-8305	57日～2歳児	30	7:30～20:30
ぼけっとランド入谷 <small>いりや</small>	北上野2-29-6 パルナシウス北上野1・2階	3844-0126	57日～2歳児	30	7:30～20:30
スターキッズ谷中保育園 <small>やなか</small>	谷中1-2-12 メゾンティーナ根津1階	3827-5200	57日～2歳児	26	7:30～20:30
ぼけっとランド浅草タワー <small>あさくさ</small>	西浅草3-22-3 浅草タワー1階	5827-3431	57日～2歳児	30	7:30～20:30

認証保育所の入所・空き状況に関するお問合せ ⇒ 各施設に直接ご連絡ください。

認証保育所に関する詳しい情報は、
東京都福祉局のホームページでもご覧いただけます。



- ☆ 対象児童が認可保育園に入所した場合の標準時間の保育料と、認証保育所と契約した基本時間の保育料（延長保育料、消費税等は除く）を比較し、その差額に応じて一部補助する制度があります。申請方法等は、施設を通じてご案内する予定です。詳細はP.36「認証保育所等を利用する児童の保護者に対する助成金」をご覧ください。

台東区の保育施設の無償化について

1. 各保育施設の無償化の内容

保育施設の対象施設や無償化の内容

対象施設	対象者	無償化の内容
認可保育園等 (P. 4～8)	3～5歳児クラス 全世帯 0～2歳児クラス 住民税非課税世帯	保育料 0円(延長保育料除く) ☆副食費については、世帯収入・お子さまの人数に関わらず、全ての世帯における副食費を区が支援(保護者からの徴収はなし) ☆0～2歳児の課税世帯については、きょうだいの状況に応じた減免あり ☆認可外保育施設等を利用した場合、その保育料は無償化対象外
認可外保育施設等(※) <<利用の施設が無償化の対象となるかを、必ず各施設にお問い合わせください>>		
○認証保育所 ○認可外保育施設(証明書有)	3～5歳児クラス 全世帯 0～2歳児クラス 住民税非課税世帯	所得やきょうだいの状況に応じて 3～5歳児クラス 5万7千円 0～2歳児クラス 6万7千円 を上限に補助(区独自補助含む) ☆0～2歳児の課税世帯についても補助あり ☆令和6年10月より、基準を満たしていない施設(証明書無)は無償化対象外
○ベビーシッター、その他事業 (一時預かり事業(休日含)、病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業)	3～5歳児クラス 全世帯 0～2歳児クラス 住民税非課税世帯	3～5歳児クラス 3万7千円 0～2歳児クラス 4万2千円 を上限に補助
企業主導型保育施設	3～5歳児クラス 全世帯 0～2歳児クラス 住民税非課税世帯	詳細は各保育所にご確認ください ☆別途、区独自補助の対象となる場合あり (0～2歳児の課税世帯を含む)

※ 幼稚園、認定こども園(短時間)の無償化(預かり保育を含む)については、施設等にお問い合わせください。

2. 認可外保育施設等の給付認定

3～5歳児クラスのお子さまや、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスのお子さまが認可外保育施設等を利用した際の利用料が一部無償化されます。無償化の対象となるには原則、認可外保育施設等の利用前に、区から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

保育の必要性の認定は、「教育・保育給付認定」と「施設等利用給付認定」があります。

- ①教育・保育給付認定： 認可保育園等の利用を希望する場合に必要な認定です。
詳細はP.10、11をご覧ください。
- ②施設等利用給付認定： 「教育・保育給付認定」を受けていない方で、認可外保育施設等を利用(予定)の方が、無償化の対象となるために必要な認定です。

※すでに「教育・保育給付認定」の2号認定又は3号認定を受けているお子さまが、利用調整の結果、認可保育園等に入所できず、認可外保育施設等を利用している場合、当該お子さまに関しては施設等利用給付認定の申請は不要になります。

※育児休業取得中の方は、状況により無償化の対象とならない場合があります。

3. 認証保育所等を利用する児童の保護者に対する助成金

対象児童が認可保育園に入園した場合の標準時間の保育料と、認証保育所等と契約した基本時間の保育料（国無償化による助成額、延長保育料、消費税等は除く）を比較し、その差額に応じて下記の金額を上限に助成します。

申請方法や必要書類等は区ホームページをご参照ください。

≪対象施設≫ ①『認証保育所』／②『指導監督基準を満たす旨の証明書を有する認可外保育施設』			国無償化 【上限額】	保育料助成 【上限額】	備考
0～2歳児 クラス	課税世帯	第1子	—	4.0万円	施設等利用給付認定は 不要
		第2子以降		6.7万円	
		非課税世帯	4.2万円	2.5万円	合算額を給付・助成可能
3～5歳児クラス			3.7万円	2.0万円	
≪対象施設≫ ③企業主導型保育施設(指導監督基準を満たす旨の証明書を有)			国無償化	保育料助成 【上限額】	
0～2歳児 クラス	課税世帯	第1子	/	4.0万円	
		第2子以降		6.7万円	
		非課税世帯		2.5万円	
3歳～5歳児クラス				2.0万円	

※認証保育所等保育料助成は、月120時間以上の月極利用契約をしていること、国の無償化として認可外保育施設利用料以外の申請をしていないこと等が要件となります。

※企業主導型保育施設を利用する国無償化対象者については、施設側で標準的な利用料の金額を減額しており、国無償化による助成の対象とはなりません。助成対象額は、施設側で国無償化助成額等を減額した後の保育料です。

その他の保育サービス等について

1. ^{いちじ}一時保育

保護者が仕事や病気等の理由により、昼間家庭で一時的に児童を保育できない(保育の必要がある)場合に、保護者に代わって保育する制度です(※1)。

詳細は台東区のホームページや、区役所にて配布しているチラシ等をご覧ください。

一時保育は下記の認可保育園・一時保育室・こども園(長時間)で実施しています。

保育園・こども園名	住所	電話番号
坂本保育園	下谷 3-11-2	3873-4287
一時保育室あさくさばし	浅草橋 2-15-5	3862-0160
東上野保育園	東上野 2-25-12	3833-9810
ことぶきこども園	寿 1-10-9	3841-4719
たいとうこども園	下谷 3-1-12	3876-3401

対 象：区内在住(※2)で、利用月1日現在、満1歳から就学前まで(※3)。

保育日：月曜日から土曜日(祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く。)

保育時間：9時から17時まで

保育料：1日 1,500円。ただし里帰り出産の場合は1日 2,000円。

※1 利用の事由には制限があります。リフレッシュや習い事、冠婚葬祭、引越し等による利用はできません。そうした事由での利用を希望される場合には、利用事由に制限が無い「いっとき保育」や「ファミリー・サポート・センター」(生後43日以上対象)の利用をご検討ください。詳細は台東区のホームページや、区役所にて配布しているチラシ等をご覧ください。

※2 里帰り出産の場合を除く。

※3 緊急保育の場合は、利用月1日現在、生後8か月から。

一時保育の利用に関するお問合せ ⇒ 児童保育課保育相談係 TEL 5246-1234

2. 休日・年末一時保育

休日や年末に保護者が働いている等の理由で、昼間家庭で児童を保育できない(保育の必要がある)場合に、保護者に代わって保育する制度です。

詳細は台東区のホームページや、区役所にて配布しているチラシ等をご覧ください。

休日・年末一時保育は下記の認可保育園で実施しています。

保育園名	住所	電話番号
東上野保育園	東上野 2-25-12	3833-9810

対 象：区内在住で、利用年度の4月1日現在、満1歳から就学前まで。

保育日：休日保育 日曜日、国民の祝日(1月1日から1月3日までを除く)

年末保育 12月29日から12月31日まで

保育時間：7時15分から18時15分まで

保育料：休日保育 1日 2,000円 半日 1,000円

年末保育 1日 3,000円 半日 1,500円

休日・年末一時保育の利用に関するお問合せ ⇒ 児童保育課保育相談係 TEL 5246-1234

3. 病児・病後児保育

(1) 居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成

お子さまが、病気やけがなどで、保育園や小学校に登園・登校することができないときに、ベビーシッター等の派遣による保育サービスを利用された保護者の方に対して、利用料の一部を助成します。

〔対象児童〕 台東区に住所を有する生後6か月から小学校6年生までの児童

〔対象費用〕 医療機関への受診（サービスの利用前後7日以内）を伴う病気、けがなどにより利用したベビーシッター等の派遣による病児・病後児保育サービスの利用料（入会金、年会費等は対象外。ただし、これらに利用料が含まれている場合の利用料相当額は対象。）

〔助成金額〕 対象サービスの保育利用料の半額。ただし、児童1人当たり年間（4月1日～翌年3月31日の利用）で4万円が上限。勤務先の福利厚生等により、保育利用料に対して助成を受けている場合は、その金額を差し引いた金額の半額を助成。

〔対象事業者〕 以下のいずれかの事業者

① 公益社団法人全国保育サービス協会加盟事業者

② 公益社団法人全国保育サービス協会が、国から委託を受けて実施するベビーシッター派遣事業の割引券取扱事業者

※ この助成事業の対象となるのは、対象事業者との契約によるサービスです。事業者が認定、あっせん等をしたベビーシッター個人との契約は対象外となりますので、ご利用前に契約書等をよくご確認ください。

※ サービスの内容、利用方法等については、各事業者に直接お問合せください。

利用にあたっては、サービス内容等について十分に確認し、事業者と契約してください。

※ 加盟事業者等の確認は、各団体のホームページ（下記2次元コード）をご覧ください。

※ 助成の申請は、利用した日から1年以内に行ってください。期限を過ぎて申請した場合は助成の対象となりませんので、ご注意ください。

①



②



(2) 施設型病後児保育

病気の回復期に入っているが、保育園での集団保育にまだ不安のある児童を、保護者に代わって保育します。

病後児保育は、下記の施設に区が委託し、実施しています。

施設名	住所	電話番号
ソラスト竜泉保育園 病後児保育室	竜泉3-13-3 (病後児棟)	5808-2050

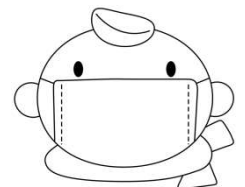
〔対象児童〕 台東区に住所を有する生後6か月から就学前までの児童

〔保育日〕 月曜日～金曜日（祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く。）

〔保育時間〕 8時30分から17時30分まで

〔保育料〕 1日 2,300円（昼食、おやつ代を含む。）

※ 利用するには、区の事前登録が必要です。台東区ホームページをご確認ください。



【 トップページ > 子育て・教育 > 台東いきいき子育て > 目的別に探す > 一時預かり > 病後児保育について 】



病児・病後児保育の利用に関するお問合せ ⇒ 児童保育課給付担当 TEL 5246-1309

在園中の手続き等について

1. 長期間お休みする場合（保育停止）

入園しているお子さまが、病気や保護者の里帰り出産などで1か月以上通園できない理由がある場合、事前に申請することによってその月の保育料が免除となります。

(1) 申請方法

停止したい月の前月末までに「保育の実施停止申請書」をご提出ください。

(2) 停止できる期間

年度内に月単位で2か月が限度です。

※停止の有無に関わらず、2か月を越えて通園できない場合は退園となります。

※入園月に停止の利用はできません。

2. 区外に転出するときは

(1) 台東区の認可保育園・こども園(長時間)・地域型保育事業・緊急保育室に継続して通う場合

台東区から転出をした月の翌月の1日からは、転出先の住民としての在園となります。台東区民としての「退園届」を提出し、必ず転出先の自治体にて、転入手続きの際に「継続入園の申込」を行ってください。原則その年度内に限り、継続して通園が可能です。ただし、石浜橋場こども園の3～5歳児クラスは、台東区に在住していることが通園の条件となりますので、区外に転出した場合は転出した月の月末で退園となります。

※ 「台東区内在勤者」については、翌年度以降も継続が可能です。

年度ごとに転出先の自治体を通じて、継続の申請が必要となります。

※ 「台東区内在勤者」とは、保護者のいずれかの勤務地が台東区内であり、翌年度以降もその勤務先での勤務が見込まれる場合をいいます。「就労内定」の場合は含まれません。(勤務地が台東区でなくなった場合は、原則その月の月末で退園となります。)

※ 転出先での継続手続きを行なわないと、認可保育園・こども園(長時間)・地域型保育事業・緊急保育室に通えなくなることがあります。

(2) 台東区の認可保育園・こども園(長時間)・地域型保育事業・緊急保育室に続けて通わない場合

退園日までに「退園届」を提出してください。

また、転出先の自治体の認可保育園等に入園を希望する場合は、P.14「台東区民の方が区外の認可保育園等を希望する場合」に従って手続きをしてください。

3. 退園について

退園する時は、退園日までに「退園届」を提出してください。

また、入園基準に該当しなくなった場合は、退園していただくこととなります。

退園届が提出されない場合、その月以降の保育料も負担していただきます。

なお、保育料は日割りにはなりませんので、ご了承ください。

4. 認定基準の確認について

保育の認定期間が制限されている場合や、保育を必要とする理由が変わった場合などは、その状況を確認するため、「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」と共に以下の書類をご提出ください。

(1) 求職活動事由で入園、または在園中に求職中となった場合

⇒認定証の有効期間(90日)内に、就労を開始することを証明する「就労証明書」

その後、就労開始後4か月目に、3か月分の勤務実績を証明する「就労証明書」

(2) 在園中に勤務先が変更になった場合

⇒就労開始後に、就労開始したことを証明する「就労証明書」

その後、就労開始後4か月目に、3か月分の勤務実績を証明する「就労証明書」

(3) 就労内定で入園した場合

⇒入園月内に就労実績の記入のある「就労証明書」

(4)妊娠・出産で入園した場合

⇒出産後8週間が経過した月の月末で認定期間が切れることとなります。引き続き在園を希望する場合には、別の事由（育児休業は除く）での認定が必要となりますので、認定事由に応じた必要書類（「就労証明書」等）の提出をお願いいたします。（P.19表①参照）

(5)育児休業から職場復帰予定で認可保育園・こども園(長時間)・地域型保育事業・緊急保育室に入園、または在園中に育児休業から復帰する場合

⇒職場復帰（入園した月の月末まで）後に、職場復帰を証明する「産休・育休復帰確認書」

(6)在園中に妊娠した場合

出産予定日がわかったら、「変更届」を保育園に提出してください。

加えて、保護者の就労を事由に入園されている方は、以下の状況に応じて、該当の書類を保育園にご提出ください。就労以外の事由により入園されている方は、児童保育課保育相談係までお問い合わせください。

(ア) 出産し、産休を取得後、職場復帰する場合

・復帰後、「産休・育休復帰確認書」（勤務先にて職場復帰を証明するものです。）

(イ) 出産後、育児休業を取得する場合

① 出産された日から1か月以内に、

・「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」（認定を「育休中・短時間」に変更）

※「育児休業」の認定時間は、原則として「短時間」となります。現在「短時間」認定の方でも、認定事由が変更になることから、提出が必要です。

※「育児休業」の認定期限は、出産されたお子さまが1歳になる年の年度末までです。

・「就労証明書」（出産後、勤務先にて確定した「育児休業期間」を必ずご記載ください）

（2歳児クラスまでの園、あるいは3歳児クラスまでの園を卒園後、別の保育園へ入所した場合も、出産されたお子さまが1歳になる年の年度末まで「育児休業」の認定が可能です。）

② 育児休業取得後、職場復帰したら

・復帰後、「産休・育休復帰確認書」（勤務先にて職場復帰を証明するものです。）

※認定は原則、育児休業前の状態に戻ります。元の認定に戻るのは復帰月の1日からです。

※育児休業前の認定を変更したい場合のみ、以下の書類を保育園にご提出ください。

（復帰月の前月までに提出願います。）

・「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」

・「就労証明書」

(ウ) 出産後、退職し求職活動する場合

・「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」（認定を「求職活動中・短時間」に変更）

※「求職活動」の認定時間は「短時間」、認定期間は原則として90日間になります。

※「求職活動」の認定期間終了後も継続して入園するためには、認定期間終了までに就労を開始し、勤務先にて記入してもらった「就労証明書」を提出して頂く必要があります。

※ 書類は各園・台東区児童保育課の窓口にて配布しています。また、台東区ホームページよりダウンロードも可能です。

【 [トップページ](#) > [子育て・教育](#) > [台東いきいき子育て](#) > [目的別を探す](#) > [保育・幼児教育](#) > [保育・託児](#) > [保育園](#) > [【在園児用】在園中の手続きについて](#) 】



よくある質問

【1】入園申込全般について

	質問	回答
1	締切はいつですか？	7年4月入園は、11月28日（木）までです。 年度途中の申込は、入園希望月の前月の10日です（10日が閉庁日の場合は翌開庁日）。
2	締切に書類が間に合いそうにありません。	締切までに、必要な書類が不備なく全て揃っていることが申込の条件です。期限までに余裕をもってお手続きください。
3	申込は早いほうが有利ですか？また、相談に多く行ったり、嘆願書を出したりしたほうが有利ですか？	申込の時期は利用調整に関係ありません。あくまでも指数の順番で利用調整を行います。 相談の回数や、必要書類以外の書類の提出も利用調整に影響しません。
4	子どもが年度途中で誕生日を迎えます。そのときから、入園クラスは変わりますか？	クラス年齢は4月1日時点の年齢で決まり、1年間同じクラスの在籍となります。そのため、年度途中で誕生日を迎えた場合でも、引き続き同じクラスでの登園となります。 例：10月に1歳になっても、3月いっぱいまでは引き続き0歳クラスとなります。
5	入園申込を済ませましたが、就労状況や家庭状況が変わりました。連絡は必要ですか？	父母の状況や家庭状況等に変更があった場合には、必ずご連絡ください。書類の提出が必要な場合があります。 入園（内定）後に変更が判明した場合には、入園（内定）を取り消すことがあります。

【2】就労証明書について

	質問	回答
1	勤務実績が3か月に満たないのですが・・・。	その場合には実績不足扱いとなり、基本指数は11点か10点となります。
2	就労時間が月48時間未満です。	就労による保育園等の入園要件には、月48時間以上の就労が必要となります。そのため、それに満たない場合、指数は「就労内定」を準用します。 なお、保育園に入園した場合、月48時間以上の就労を開始していただく必要があります。
3	最近転職しました。そのため、今の仕事だと就労実績が足りません。指数は下がってしまいますか？	就労の指数は就労の常態化を確認して算出しているため、契約上の所定労働日数及び所定労働時間だけでなく、直近3か月の実績も含めて決定しています。そのため、前職の就労証明書（退職する直前の3か月の実績が入ったもの）も一緒にご提出いただければ、そちらと合わせて指数を算出します。現在の職場の証明書のみだと実績未満として扱うことになるため、指数が下がってしまいます。また、前職の退職から現在の職場の就労開始までの期間が1か月以上空いている場合も、実績未満として扱うことになります。
4	就労先が複数あります。	全ての勤務の証明書を提出してください。それらを合わせて指数を算出します。（保護者1人につき、最大20点です。）
5	証明日が採用年月日より前の日付です。	その場合には就労内定の扱いとなります。
6	時短勤務ですが、指数は下がりますか？	指数は所定労働時間に基づいて算出していますので、時短であっても指数は下がりにくいです。 なお、休憩時間も労働時間に含めています。

【3】希望園の選び方について

	質問	回答
1	見学には行ったほうがいいですか？	保育園ごとに慣らし保育の期間や延長保育の実施、保育の特色等に違いがあります。特に私立の園については大きな違いがあるので、必ず見学に行ってください。
2	希望園の変更はどうしたらできますか？	締切に間に合えば電話でも可能です。希望園の数に上限はありません。 なお、希望順位は入園選考に影響しませんので、通いたい順番に希望してください。
3	空きのない保育園も希望することはできますか？	できます。申込の時点で埋まっても、利用調整までの間に退園が出て空きが生じる可能性があります。空き状況に関わらず希望園を選んでください。
4	希望園は10園までしか書けませんか？	希望園の数に上限はありません。希望があるのであれば、行きたい保育園は全て希望に書いてください。 選考は、希望している保育園に行けるかどうかの調整なので、多く希望すればするほど入園の可能性が上がることになります。
5	内定が出た後に希望園の変更はできますか？	できません。 内定を辞退すると、利用指数が-5点となります。辞退することのないように希望園を選んでください。
6	2歳児クラスまでの保育園（東上野乳児保育園、康保会乳児保育所、地域型保育事業）、3歳児クラスまでの園（ミアヘルサ保育園ひびき浅草）に通った場合、卒園後も自動的に別の保育園に通えますか？	自動的に別の園に入園することはできません。 3歳児（4歳児）以降も引き続き保育園の入園を希望する方は、再度保育園の入園申込が必要となります。その際には、改めて指数を算出して入園選考を行うことになります。
7	私立の保育園に通わせたいのですが、保育料は公立よりも私立の保育園のほうが高いのですか？	基本保育料は公立・私立ともに同額です。 ただし、私立の園によっては保育料のほかに園服や保護者会費等の実費がかかることがあります。また、延長保育についても、各園で料金等を設定しています。詳しくは各園にお問合せください。
8	転園の申込をして内定ももらいましたが、やはり今までの保育園に通いたいです。	転園申込で内定が出た場合、それまで在籍していた園に戻ることはできません。転園の希望が無くなった場合には、速やかに申込を取り下げてください。

【4】出産（予定）について

	質問	回答
1	上の子の入園申込を「就労」事由でしていましたが、下の子を妊娠したため、入園希望月が「産休中」となります。それでも入園できますか？	「就労」事由での申込であれば、入園した月に1日でも就労していることが必須です。それができない場合は、認定を「出産」に変更してください。基本指数は出産事由での点数となります。
2	子どもがすでに在園していますが、新たに出産の予定があります。産休・育休を取った後に職場復帰する予定ですが、上の子は引き続き保育園に預けられますか？	下の子の育休に入った後でも、上の子は引き続き登園可能です。期間は、下の子が1歳になる年の年度末までです（例：下の子が令和5年10月生まれなら、令和7年3月末まで）。 ただし、在園中の認定は「育休」事由となり、原則「保育短時間」となりますので、認定変更の手続きが必要です。下の子が1歳になる年の年度末以降も引き続き登園を希望するのであれば、育休から復帰する必要があります。
3	2歳児クラスまでの園、3歳児クラスまでの園を卒園する子どもの申請をしますが、出産を控えています。産休・育休を取得する予定ですが、申込は可能ですか？	申し込みできます。該当の保育園を卒園後、別の保育園に入所した際に、下の子の出産により育休中の方は（産休中で引き続き育休を取得する方）は、下の子が1歳になる年の年度末までであれば、育休中のまま保育園に通うことができます。

問合せ先一覧

問合せ内容	担当	電話
認可保育園・こども園（長時間）・地域型保育事業・緊急保育室の入所	教育委員会 児童保育課保育相談係	03-5246-1234
認証保育所の入所	各施設に直接ご相談ください。 (P. 34をご覧ください。)	-
認証保育所等保育料助成	教育委員会 児童保育課保育相談係	03-5246-1234
認定こども園	教育委員会 学務課こども園担当	03-5246-1414
<small>いちじ</small> 一時保育	教育委員会 児童保育課保育相談係	03-5246-1234
休日・年末一時保育		
病児・病後児保育	教育委員会 児童保育課給付担当	03-5246-1309
幼稚園（公立）の入園	教育委員会 学務課学事係	03-5246-1412
幼稚園（私立）の入園	各幼稚園に直接ご相談ください。	-
いっとき保育	ほうらい子育てサポートセンター 谷中子ども家庭支援センター	03-5824-5624 03-3824-5531
ショートステイ・トワイライトステイ	日本堤子ども家庭支援センター	03-5824-2571
ファミリー・サポート・センター	台東区社会福祉協議会 台東区ファミリー・サポート・センター	03-5828-7548

台東区教育委員会 児童保育課保育相談係

〒110-8615 台東区東上野4-5-6
台東区役所6階⑧番窓口

TEL 03-5246-1234 FAX 03-5246-1289

台東区ホームページ <https://www.city.taito.lg.jp>

【 トップページ > 暮らしのガイド > 子育て・教育 > 保育・幼児教育 > 保育・託児 > 保育園 】

この冊子及び保育園申込時の必要書類は、台東区ホームページからダウンロードができます。

